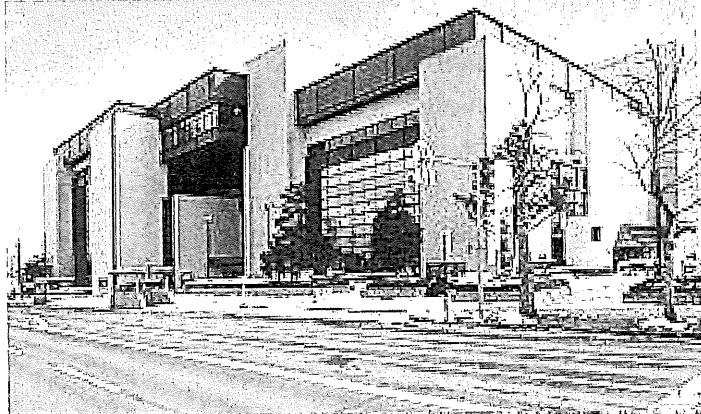
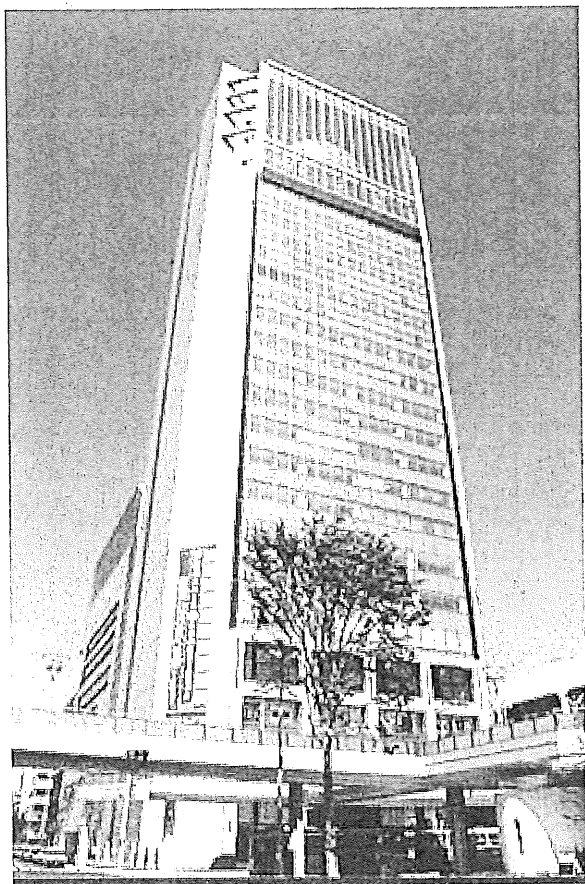


第2回 全国防災対策会議



《日時》

2014年11月1日（土）13時～ 11月2日（日）13時30分

《会場》

郡山市民文化センター（11月1日全体会・分科会）

〒963-8878 福島県郡山市堤下町1-2

郡山ビッグアイ・7F市民交流プラザ（11月2日分科会・全体会）

〒963-8002 福島県郡山市駅前2-11-1

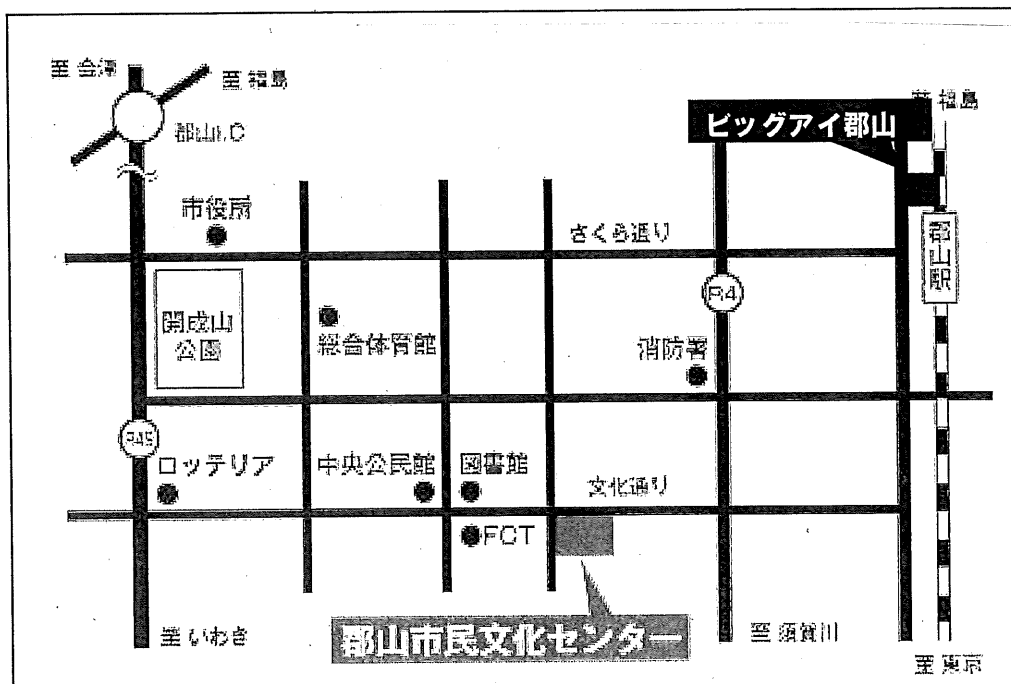
聴覚障害者災害救援中央本部

第 2 回 全国 防災 対策 会議

目 次

会場案内	1
参加者のみなさまへ	2
1. 開催要項	3
2. スケジュール	4
3. 基調報告	5
4. 講演「原子力発電所と災害～福島で暮らして」	8
5. パネルディスカッション テーマ「東日本大震災から三年～災害の現場から」	
宮城県：東日本大震災聴覚障害者救援宮城本部	9
福島県：東日本大震災聴覚障害者救援福島本部	10
聴覚障害者災害救援中央本部	12
6. 分科会	
分科会① 東日本大震災支援「復興支援の在り方について」	13
分科会② 地域災害支援「防災について地域での取り組みと学習活動」	34
参考①：「聴覚障害者災害救援中央本部の取り組み」	49
参考②：「聴覚障害者用防災用品に関するアンケート」	52
参考③：「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針」概要版 (平成 25 年 8 月)	81
参考④：「災害に関わる活動マニュアル」	83
参考⑤：「聴覚障害者災害救援対策本部設置マニュアル」	85
参考⑥：「全日本ろうあ連盟事務所緊急初動マニュアル(案)」	89
参考⑦：「聴覚障害者災害救援対策本部支援活動マニュアル」	97
参考⑧：「防災についての全国調査」	当日配布

《会場案内》



<11月1日(土)>

会場：郡山市民文化センター
郡山市堤下町1-2

◆郡山駅から

- ・徒歩 約20分、タクシー 約5分
- ・バス(福島交通) 約5分 ※市民文化センター前下車
池ノ台經由コスモス循環池ノ台廻り／池ノ台經由静岡地行
池ノ台經由芦の口下守屋行／池ノ台經由鎗ヶ池団地行／三中經由柴宮団地行

◆福島空港から

- ・タクシー 約40分、リムジンバス(郡山駅着) 約40分

<11月2日(日)>

会場：郡山ビッグアイ・市民交流プラザ(会議室)
郡山市駅前2-11-1 ビッグアイ7階

◆郡山駅西口駅前です

<2カ所とも専用駐車場はございません>

★★★ 参加者のみなさまへ ★★★

☆ 会場について

11月1日（土）と2日（日）では、会場が異なります。
会場地図をご確認の上、ご参加ください。

11月2日（日）の分科会の両会場（郡山ビッグアイ・7階第2会議室「分科会1. 東日本大震災支援」、7階大会議室「分科会2. 地域災害支援」）は、開場が10時少し前になります。あまり早くいらしてもご入場できませんのでご注意ください。
なお、7階ロビーにはお入りいただけます。

今回の会場は、福島県聴覚障害者協会のご協力のもとお借りしています。

☆ 夕食

1日（土）は全体会終了後、分科会開始（18時）までに夕食を済ませて下さい。
会場周辺にコンビニ及び複数の飲食店がありますのでご利用ください。

☆ 補助金の支払

参加1地域本部あたり10,000円を補助いたします。
本会議に2日間参加が条件となります。
当日は（同一地域の出席者からお一人）印鑑をご持参ください。

☆ 集会の様子のビデオ収録や録音についてはご遠慮願います。
写真撮影は、集会の進行を妨げない範囲でお願いします。

以上

1. 開催要項

【第2回全国防災対策会議 開催要項】

1. 目的

各地域で防災ネットワーク（関係作り）・支援体制（システム）作りを進める中で、体制のモデルとなる事例、課題等を共有・検証し、地域間、全国ネットワークの構築を取り組むとともに、東日本大震災後の継続支援と今後起こりうる災害に対する備えについて共に協議することにより、災害救援体制を強化し、全国の仲間と協働して取り組むことを目的とします。

2. 主催 聴覚障害者災害救援中央本部

（構成団体：全日本ろうあ連盟・全国手話通訳問題研究会・日本手話通訳士協会）

協力 聴覚障害者災害救援地域福島県本部

3. 期日 2014年11月1日（土）13時（受付12時30分開始）～2日（日）13時30分

4. 会場 会場案内参照

11月1日（土）

郡山市民文化センター（郡山駅から徒歩20分 バス5分）

<http://www.bunka-manabi.or.jp/kc-center/>

11月2日（日）

郡山ビッグアイ（郡山駅西口前）

<http://www.big-i.co.jp/>

5. スケジュール スケジュール参照

6. 参加対象者・人数

各地域本部から3名程度（定員150名程度）

福島県・宮城県・岩手県各地域本部を対象に「一般参加枠」を設けます。

（各県地域本部傘下団体役員レベルまでを対象とします）

7. 補助金 参加1地域本部あたり10,000円を補助いたします。

本会議に2日間参加が条件となります。

当日は（同一地域の出席者からお一人）印鑑をご持参ください。

「一般参加枠」への補助はありません。

8. 申込

別紙④にてお申し込みください。

岩手県・宮城県・福島県からの「一般参加枠」の方は別紙⑤にてお申し込みください。

いずれも2014年10月3日必着です。

9. 1日目の夕食について

1日目の夕方に夕食休憩（1時間）を設けていますが、会場周辺は、食事処が少ないため、お弁当等を持参いただくなど各自でご対応をお願いいたします。近くにコンビニエンスストアはございます。

2. スケジュール

【第2回全国防災対策会議スケジュール】

◆11月1日（土） 会場：郡山市民文化センター

- 12：30 受付開始 5階 集会室1
- 13：00 開会・挨拶
- 13：05～13：20 基調報告 聴覚障害者災害救援中央本部 運営委員長 石野富志三郎
- 13：20～13：30 挨拶 厚生労働省 自立支援振興室情報支援専門官 鈴木敏弘氏
- 13：30～14：30 講演 テーマ「原子力発電所と災害～福島で暮らして」山本おさむ氏
- 14：30～15：00 質疑応答
- 15：00～15：10 — 休憩 —
- 15：10～16：50 パネルディスカッション
テーマ「東日本大震災から三年～復興の現場から」
コーディネーター 聴覚障害者災害救援中央本部 副運営委員長 石川芳郎
パネラー 一般社団法人宮城県聴覚障害者協会 会長 小泉正壽氏
東日本大震災聴覚障害者救援地域福島県本部 事務局長 小林靖氏
聴覚障害者災害救援中央本部 委員 小出真一郎
- 16：50～17：00 諸連絡
- 休憩（夕食含む） —
- 18：00～20：00 分科会 5階集会室1・2
①東日本大震災支援 「復興支援の在り方について」（集会室2）
②地域災害支援 「防災についての地域での取り組みと学習活動」（集会室1）

◆11月2日（日） 会場：郡山ビッグアイ

- 10：00 分科会
① 東日本大震災支援 7階 第2会議室
② 地域災害支援 7階 大会議室
- 12：00 — 移動・休憩 —
- 12：15 全体会 7階 大会議室
1. 分科会報告
2. 質疑応答
3. 総括
- 13：30 閉会のあいさつ（終了）
・補助金支払い

※尚、スケジュールは事情により変更となることがあります。予めご了承ください。

3. 基調報告

基調報告
第2回全国防災対策会議
聴覚障害者災害救援中央本部
運営委員長 石野富志三郎
2014.11.1・郡山市

はじめに

- ☞ 災害時の緊急番組に字幕が付かない
- ☞ 停電になると手話や文字がみえない
- ☞ FAXもPCも使えない
- ☞ 携帯メールもつながらない
- ☞ 避難先で情報がなく不安・・・等々
- 情報アクセスを中心とした災害対策についてみんなと考えよう――

2



**東日本大震災と
阪神・淡路大震災との違い**

☞ 単独県型巨大災害	☞ 複数県型巨大災害
☞ 住宅倒壊による圧死	☞ 津波による水死
☞ 被災者の生活支援の早さ	☞ 市町村の被害（物的・人的）、支援活動が困難
☞ 支援活動拠点到集中	☞ 支援活動拠点の分散
☞ 訪問活動ができた	☞ 訪問活動ができない
	☞ 原発災害が深刻

5

被災地への手話通訳等派遣の実績

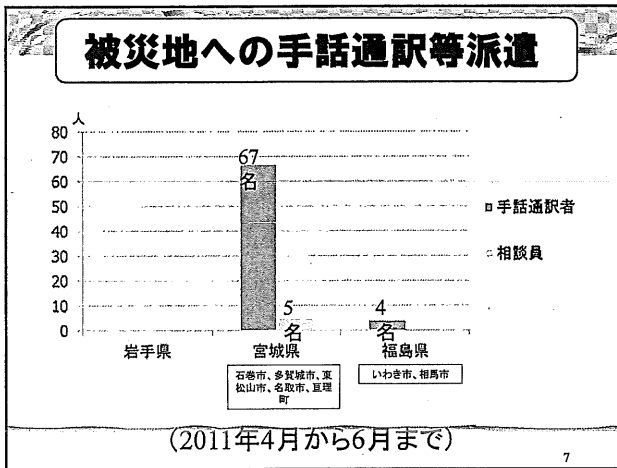
全国の都道府県に、手話通訳等の被災地派遣登録を呼びかけたところ

1. 自治体(24道府県)から、105名
2. 社会福祉協議会(5県)から、10名
3. 聴覚障害者情報提供施設(13府県)から、49名
4. その他(3都県)から、14名

※合計178名の登録申し込みがあった

6

3. 基調報告



世界的に4番目の大地震

人的被害

- 避難者315,196名（うち避難者139名）死者15,882名、行方不明2,668名
- 震災関連死2,554名（2013年3月11日現在）
- 亡くなられた方々は66歳以上が90%以上を占め、また、死亡原因は避難所生活の中での肉体的・精神的疲労が約30%と、いかに避難所での生活が過酷なものであるかを示している。自殺者は13名。

東日本大震災における聴覚障害者の死亡率がかなり高い！

NHK取材班報告から
～高い死亡率の背景に何が～

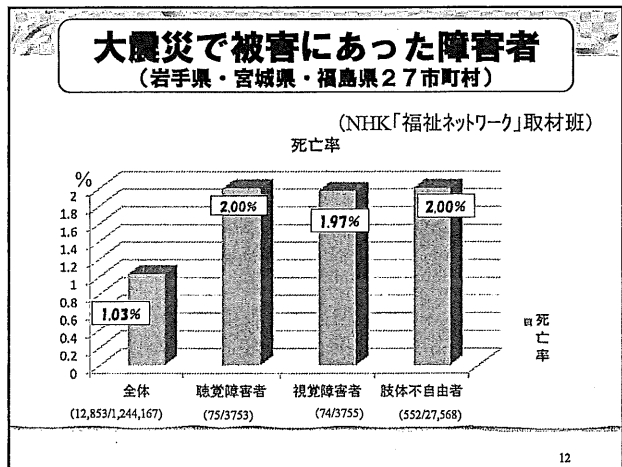
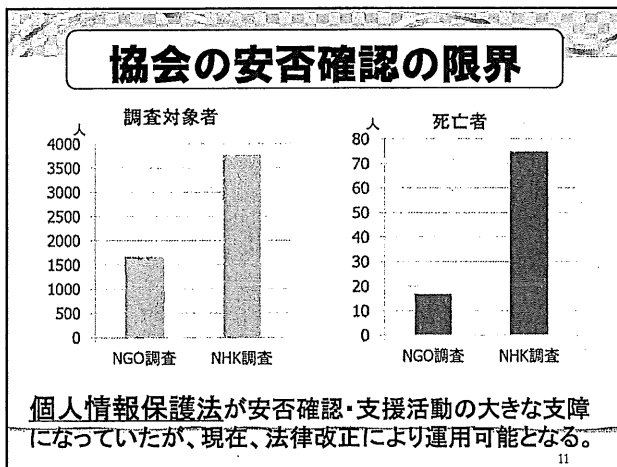
NHK調査による障害者の死亡率

- ①岩手県の聴覚障害者総数715名 内死亡11名 (死亡率1.54%)
- ②宮城県の聴覚障害者総数1205名 内死亡56名 (死亡率4.65%)
- ③福島県の聴覚障害者総数1833名 内死亡8名 (死亡率0.44%)

☆3県の聴覚障害者総数3,753名 内死亡75名 (死亡率2.00%)

☆3県の人口1,244,167名 内死亡12,853名 (死亡率1.03%)
仙台市、気仙沼市、陸前高田市除く

障害者の死亡は、障害を持たない人の2倍の死亡率



3. 基調報告

被災地が抱える主な課題

- ✔ 応急仮設住宅のハード・ソフト面の課題
- ✔ 危ぶまれる法人・福祉施設の事業継続
- ✔ 人材（専門職等）の確保
- ✔ 聴覚障害者情報提供施設の役割の希薄さ
- ✔ 防災の意識・備え・避難・救出

13

浮き彫りにされた課題

- ✔ 社会福祉施設875カ所が被災、犠牲者の9割が高齢者施設
- ✔ 高齢者施設は、安い土地、人目につきにくい場所を選ぶ？障害児学校も同じ
- ✔ 子ども、高齢者、障害者の安全を第一に考えて計画を立案、設計してもらうことが大事なこと

14

今後、自然災害に備えて考えよう！ 【暴風、豪雨、豪雪、洪水、竜巻等】

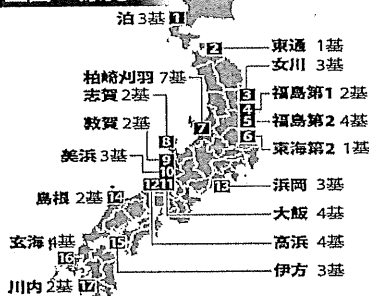
- ✔ ライフラインの長期機能不全一長期化
- ✔ 活動支援の拠点づくり
- ✔ 災害関連疾病・健康破壊等の増加
- ✔ 緊急通報システムの確立
- ✔ 仮設住宅のバリアフリー化
- ✔ 地方協会としてのとりくみ（情報提供設置、防災マニュアル作成など）

15



こんなにいっぱいある！

全国17原発



17

主な大災害 2014年

- ✔ 豪雪（関東地方）
- ✔ 御嶽山噴火
- ✔ 台風第8号、第11号、第12号の被害増加
- ✔ 豪雨による広島市の土砂災害

頻発する被害にどう備え、立ち向かうか
災害の21世紀に生きる私たちの課題。

18

4. 講演

「原子力発電所と災害 ～福島で暮らして～」

講師 山本 おさむ 氏

■自主避難

3. 11 ー山本は埼玉で工作中。妻と犬は福島県天栄村（自宅）にいた。

3. 12 ー1号機水素爆発一夜になって妻と犬は脱出し、埼玉へ。

その後、2年間埼玉で自主避難生活を送る。

■犬の被爆？

鼻血。声がまったく出ない ー原因はわからない。妻は口内炎。

チェルノブイリの情報から被爆を疑う ー真偽不明。

■ICRP（国際放射線防護委員会）とECRR（欧州放射線リスク委員会）

文部科学省モニタリングとの違い ー敷地内でもこれだけ違う。

年間1 msv は困難 ーせめて5 msv 以下に。（自己基準）

0.4 マイクロ sv/時だと、年間3ミリ台になる。

■帰還の条件

空間線量と食の汚染（内部被爆）

天栄村農家の取り組み ー移行係数

現在の販売状況 ー計った物しか出さない。全袋検査

■福島は危険？

「美味しんぼ」騒動

NHK のふたつの番組 ー「原因は森のめぐみです」

ナシークさん一家の食事

コープ福島の陰膳調査

福島を放射能恐怖のスケープゴートにしない

<山本おさむ氏 プロフィール>

漫画家 全国手話通訳問題研究会会員 福島県在住 60歳

主な作品：

「ぼくたちの疾走」「遙かなる甲子園」「わが指のオーケストラ」「どんぐりの家」

「今日もいい天気」 現在ビッグコミック誌にて「そばもん」連載中

5. パネルディスカッション①

一般社団法人宮城県聴覚障害者協会
会長 小泉正壽

1-A 震災から3年6か月を迎えて

1) 住まいの状況

- ・自力再建へ…一日も早く日常の暮らしに
- ・災害公営住宅へ…経済的な不安を抱えて
- ・家族関係の変化…老夫婦だけの暮らしが不安

2) 新しいコミュニティ形成への不安

- ・災害公営住宅でのコミュニティ形成の難しさ

3) 現在の聴覚障害者支援の状況

- ・3年を迎えるみみサポみやぎと情報提供施設

1-B 課題

- ・転居先でのコミュニティ形成
- ・仲間の情報ネットワークをもっと活かすために

2-A 全国へ伝えたいこと

1) 他団体と一緒に防災意識を高めていこう

～協力し合うことのメリットとは～

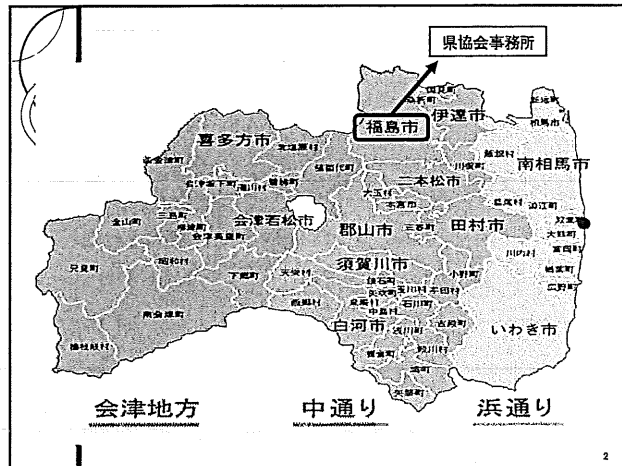
2) 顔の見えるつながりを作ろう

～非常時に安心して支援を受けるために～

5. パネルディスカッション②

「震災から3年」

東日本大震災聴覚障害者救援福島県本部
事務局長 小林 靖



福島県の三団体組織

- ◇ (社)福島県聴覚障害者協会
 - 県内 4支部
 - 聴障会 13ヶ所
- ◇ 福島県手話サークル連絡協議会
 - 加盟 15
- ◇ 福島県手話通訳問題研究会
 - 地域班 5

反省点

- ◆ 阪神淡路大震災が起きたあとの対策
- ◆ 福島は安全だという過信
- ◆ 聴覚障害者情報提供施設が未設

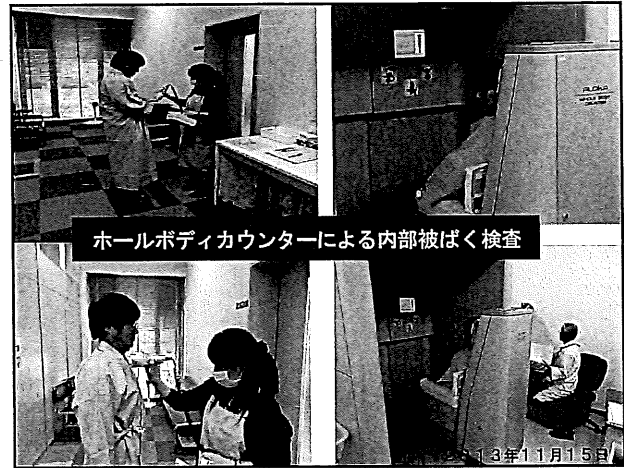
福島の大災害

- 1 地震・津波・風評
- 2 原発事故
メルトダウン・水素爆発⇒放射性物拡散
- 3 原発に近い市町村から避難
- 4 避難者 県内 約9万人 県外約6万人
(福島県人口195万人弱)
- 5 聴覚障害者の問題点
 - (1) 災害の状況がわからない
 - (2) 避難指示が伝わらない

被災聴覚障害者の情報保障

- ① 放射能に関する学習会・説明会
- ② 東電賠償請求に関する学習会・説明会
- ③ 福祉に関する制度
- ④ 手話通訳制度
- ⑤ 災害に関する情報
- ⑥ 相談巡回会
- ⑦ 除染・健康管理など

5. パネルディスカッション②



これからの活動

1. 福島県本部と地域本部の体制づくり
2. 聴覚障害避難者住宅訪問
3. 行政・団体等

5. パネルディスカッション③

「各地の地域防災学習会を含む防災・減災への取り組み状況、
そこから見えてくる課題」

聴覚障害者災害救援中央本部
事業担当委員 小出真一郎

1. 各地の地域防災学習会
 - ・ 講師派遣の実施状況 (47 都道府県)
講師派遣済 = 25 件 (2013 年度)
3 件 (2014 年度)
講師未派遣 = 22 件 (~2014 年度)
2. 地域防災の活動の現状
 - ・ 東日本大震災から 3 年を迎えて 3.11 声明
 - ・ 各地の防災対策会議などの活動した様子
3. 今後の課題
 - ・ 内閣府の災害対策基本法について
 - ・ 公共団体との防災会議に当事者として
 - ・ 防災訓練の参加
 - ・ 聴覚障害者防災マニュアル
 - ・ 情報アクセス
4. 各地の防災学習の活動報告
 - ・ 鳥取県聴覚障害者協会
5. その他
 - ・ 防災行政無線について
 - ・ 地域防災計画について (災害ガイドラインなど)

6. 分科会①東日本大震災支援－①

分科会① 東日本大震災支援 「復興支援の在り方について」

聴覚障害者災害救援中央本部
東日本大震災支援班

- 1 日 時 2014年11月1日(土)、2日(日)
- 2 会 場 郡山市
- 3 分科会の内容
 - (1) 担当者紹介
 - (2) 東日本大震災支援班の活動報告
 - (3) 被災3県訪問調査の報告
 - (4) テーマに沿っての協議
 - (5) 分科会報告のためのまとめ
- 4 分科会のテーマ（訪問調査を参考にして）
 - 1 救援地域本部の現状と課題について
 - (1) 救援地域本部の活動内容
 - (2) 行政機関との連携（防災計画への聴覚障害者にかかわる記述）
 - (3) 課題
 - 2 安否確認について
 - (1) 具体的な確認方法
 - (2) 訓練を実施したことからの課題
 - (3) 要援護者名簿の活用（名簿開示に向けての協定作業は）
 - 3 防災訓練について
 - (1) 聴覚障害者に特化した訓練の実施
 - (2) 避難所における課題（情報保障など）
 - (3) 行政との連携
 - 4 情報伝達手段について
 - (1) 会員への情報伝達をどのように行っているか
 - (2) 一斉通信できるシステムは
 - 5 手話通訳者の派遣及び健康・生活支援の相談員等の派遣について
 - (1) 受け入れ体制の準備
 - (2) 派遣要請の方法
 - (3) 遠隔地支援などの協定
 - 6 防災意識高揚について
 - (1) 学習会、啓発活動
 - (2) 行政との連携
 - 7 生活物資の支援や財源の確保
 - (1) 防災基金などの実施（救援地域本部の活動資金は）
 - (2) 行政機関や民間業者との連携
 - 8 専門機関へのリーフレット
 - (1) 案についての説明
 - (2) リーフレットへの意見や要望

6. 分科会① 東日本大震災支援 資料1

東日本大震災支援班 活動状況

2014/7/12

年度	メンバー	会議開催日	会議名	内容
2012	渡辺 小出 相川 伊藤	12月12日	拡大運営委員会	東日本大震災支援班は、主に防災対策会議の分科会を担当した。
		1月23日	拡大運営委員会	
		3月16日	拡大運営委員会	
		3月16日	防災対策会議(神戸)	
		3月17日	防災対策会議(神戸)	
2013	渡辺 小出 相川 伊藤	5月17日	拡大運営委員会	東日本大震災支援班は、 ①被災3県訪問調査、 ②医療・メンタルチーム会議の開催 これらを通して、現状の把握と課題について、取りまとめをした。
		7月15日	東日本大震災支援班会議	
		9月25日	拡大運営委員会	
		10月10日	東日本大震災支援班会議	
		11月22日	情報・アクセシビリティ・フォーラム(~24日)	
		12月8日	医療・メンタルチーム会議	
		12月22日	被災3県訪問調査(宮城)	
		1月11日	医療・メンタルチーム会議	
		1月21日	被災3県訪問調査(福島)	
		2月2日	被災3県訪問調査(岩手)	
		2月3日	医療・メンタルチーム会議	
		2月5日	拡大運営委員会	
2014	渡辺 小出 相川 伊藤	5月11日	東日本大震災支援班会議	東日本大震災支援班は、 ①訪問調査の再調査 ②全国の防災実態調査 ③リーフレットの作成 を実施 訪問調査と全国防災実態調査をまとめる。 リーフレットを作成し、専門機関へ配布。
		6月21日	東日本大震災支援班会議	
		7月9日	拡大運営委員会	
		9月15日	東日本大震災支援班会議	
		11月1日	拡大運営委員会	
		11月1日	防災対策会議(福島)	
		11月2日	防災対策会議(福島)	
		11月2日	東日本大震災支援班会議	
		1月12日	東日本大震災支援班会議	
2月3日	拡大運営委員会			

訪問調査(岩手) 活動報告

2014/2/4

1 目的

東日本大震災から2年半が経過した被災地の現状と課題を把握し、地域本部に情報提供するとともに国及び県などに対して要望事項をまとめ、改善策を求めていく。

2 方法

- ・事前にアンケートを配付し、訪問時の質問内容などの資料とした。
- ・訪問者は3人1チームとして、約2時間程度の調査を実施した。

3 内容

○岩手県

(1)期 日 2014年2月2日(日) 9:30~12:00

(2)会 場 岩手県ふれあいランド岩手

(3)参加者 中央本部 小出 相川 舘脇

地域本部 石川隆 野崎 高橋幸 千葉

浅利 佐々木(介助者) 村上

石川敬 小田嶋 高橋千 山崎 黒江 粕谷 本館

(4)協議事項

①福祉避難所について

- ・北上では3~4か所の福祉避難所の計画を立てている。
- ・自立支援協議会の部会に聴覚障害者が参加している。今後、意見が反映できるのはいか。情報保障の検討をする。
- ・災害対策基本法の一部改正で、要援護者名簿の開示ができるようになったことの情報提供した。行政とろう団体で協定を結んでおかないといけないので地域本部で協議してほしい。
- ・仮設住宅のろうあ者を訪問してわかったことだが、掲示板に情報があるが、高齢者等は理解できない場合がある。手話での情報保障がやはり必要である。
日常生活用具給付サービス制度の中に、スマホ、iPadなどのタブレットを検討。

②資金について

- ・地域本部の資金は12万円弱。今後、どのように資金を作るかが課題。助成金のことも検討する。
- ・東日本大震災と阪神淡路大震災では状況が違う。全国防災対策会議で田中先生が津波による震災についての講演があった。やっとみんなにわかってもらえたと思えた。

③「災害対策の手引き」

- ・岩手県では、34人体制の委員会を立ち上げ災害について協議してきた。高橋事務局長が参加。

- ・障害に応じた対応マニュアルを作成した。SOSカードがそのマニュアルに挟み込まれている。切り取って常時携帯する。

④メンタル面について

- ・定期的に防災学習会を開催した方が良い。
- ・沿岸部の手話サークル会員にメンタルケアについて予算が付く。年に9回ほどお茶っこ会を開催。聴覚サポートなかまにカウンセリングを依頼している。
- ・災害対策は、窓口として情報提供センターとした方が望ましい。要援護者名簿を含め情報をセンターに集約していく体制が必要。
- ・現在の情報提供センターがその機能を果たせるかどうか疑問。職員が非常勤を含めて5人しかいない。センターの充実化も課題である。
- ・メンタルケア、健康調査として滋賀医科大学から埴田先生が派遣された。このような制度があると良い。

(5)その他

- ・行政を巻き込んでの地域の防災訓練をやっている所はあるか。三重県、神戸市などは先進的に行っている。

6. 分科会① 東日本大震災支援

資料2

訪問調査（宮城）活動報告

2014/2/4

1 目的

東日本大震災から2年半が経過した被災地の現状と課題を把握し、地域本部に情報提供するとともに国及び県などに対して要望事項をまとめ、改善策を求めていく。

2 方法

- ・事前にアンケートを配付し、訪問時の質問内容などの資料とした。
- ・訪問者は3人1チームとして、約2時間程度の調査を実施した。

3 内容

○宮城県

(1)期 日 2013年12月22日(日) 13:00~15:00

(2)会 場 宮城県障害者福祉センター

(3)参加者

中央本部 小出 相川 上木

地域本部 小泉 平間 浅野 菅原 千葉 田脇 矢口 松本
及川 庄子 福元

(4)協議事項

- ・事前の学習および訓練での体験が必要である。
- ・避難訓練をもっと切実なものとして捉えて実施する。
- ・中央本部のマニュアルは今後のことを考えるために参考になった。
- ・情報機器を使って、その都度、更新して様々な情報を発信している。
- ・仮設住宅や高齢者にも情報を知りたいときの手段として情報機器を配布してほしい。
- ・メンタルな部分では、相談員に経験を語ることで落ち着き始めた。メンタルな相談と生活支援に関する相談がある。しかし、相談をしていく上で、手話通訳が欠かせない。石川県の医療チームは手話通訳が同行していた。手話通訳の必要性を強く感じた。
- ・サロン等で話し合える場作りをしている。同じ聴覚障害者同士で話し合えるのは良い。

(5)問題点及び課題

- ・震災後、不安を抱えながら生活をしている。そこにコミュニケーションが通じないとさらに不安が増す。そのことへの配慮が必要である。
- ・医療・メンタルチームの中に手話通訳がいるとよりスムーズに話ができる。石川県のよ様な体制が望ましい。
- ・日常生活用具の中に情報通信装置(タブレット、スマートフォンなど)も対象にしてほしい。国への要望事項にしたらどうか。
- ・要援護者名簿の整備や名簿の保管、個人援助計画をさらに進めていく必要がある。

6. 分科会① 東日本大震災支援

資料2

訪問調査（福島） 活動報告

2014/2/4

1 目的

東日本大震災から2年半が経過した被災地の現状と課題を把握し、地域本部に情報提供するとともに国及び県などに対して要望事項をまとめ、改善策を求めていく。

2 方法

- ・事前にアンケートを配付し、訪問時の質問内容などの資料とした。
- ・訪問者は3人1チームとして、約2時間程度の調査を実施した。

3 内容

○福島県

(1)期 日 2014年1月21日(火) 13:00～16:00

(2)会 場 福島県聴覚障害者協会事務所

(3)参加者

中央本部 小出 伊藤 舘脇
地域本部 吉田 小林 加藤 横田
大谷 清水 間船 滝田

(4)協議事項

- ・震災による現在の避難状況は、会員8人 非会員17人である。ただし、自主避難者については把握が出来ていない。
- ・放射能汚染についての不安は地域によって温度差がある。条件によって補償内容(賠償金)に差が出ることもある。
- ・放射能関連の情報が得られないので不安。
子どもの甲状腺検査など健康調査について正確に伝わらず。
放射能の高い地域への手話通訳者における回数制限や身分保障がどうなるのか。これまでにない経験であるため不安である。
- ・JDF ふくしまが地域本部に入っているため聴覚障害者の情報が得られ意味がある。難聴者団体、盲ろう団体との連携はない。
- ・情報支援センターが設立されて1年が経過。ライブラリーなどは揃ってきた。
ろうあ者相談員の事業もあるが人材及び事業費の不足のため、十分に機能していない。

(5)問題点及び課題

- ・放射能について慣れてしまった。目に見えない物だけに正確な情報を得る必要がある。
情報を把握できない。
- ・放射能の高い地域での通訳活動への不安がある。

(6)その他

- ・防災学習会 2月11日(火) 講師 小出氏 放射能について説明を加える。

6. 分科会① 東日本大震災支援 資料3

3県アンケート 追跡調査

昨年度(2013年度)ご協力いただいたアンケートの中で、更に詳しくお伺いしたい内容を抽出しました。
2014年8月1日現在についてご記入ください。

質問 1 県名をご記入ください
1-1 県名 岩手県

質問 2 回答者は誰かを記入ください。
2-1 所属 一般社団法人岩手県聴覚障害者協会

質問 3 どのようにしてこのアンケートに回答しましたか。
 3-1 代表者が役員の意見を聞いて回答
 3-2 構成団体と協議して回答
 3-3 個人的に考えて回答
 3-4 その他

【他団体(構成団体以外)との連携についてお聞きします】

質問 4 ●他団体との連携で良い点(メリット)はどのようなことでしょうか。
 ①お互いに情報交換ができて良かった。(三団体(聴覚協会・岩通研・県手連)・パソコソ筆記) ②構成団体で被害が少なかったところは、他団体の状況聞いてから必要な支援を考ええる機会になった。(岩聴)

●他団体との連携でうまくいかなかったことや、困ったこと(デメリット)はどのようなことでしょうか。
 ①特になかった(三団体・パソコソ筆記) ②意見のまとめ、支援者のまとめに時間がかかりすぎ、困っている人へすぐに支援できずもどかしかった

【防災の訓練や学習についてお聞きします】

質問 5 ●その後実施していますか
 5-1 実施するようになった
 5-2 実施していない
 理由は 災害手引き(岩手版)の学習ができ、これからは、三団体組織を見直すことにした。(聴覚協会・岩通研・県手連)
 まだ準備していない(パソコソ筆記)

5-3 中央本部に要望は

【安否確認についてお聞きします】

- 質問 6 安否確認について、今後、どのような方法で行うかその後検討していますか
- 6-1 前回回答通り確認している
 - 6-2 検討を始めた
 - 6-3 検討していない
 - 6-4 中央本部に要望は
- その方法は
- 理由は

まだ準備していない(三団体・パソコン筆記)
メールやFAX、自宅訪問(岩難聴)

【相談支援(生活、健康、精神面など)についてお聞きします】

- 質問 7 現在、相談支援(生活、健康、精神面など)が必要な人がいるかどうか
その把握や対処方法はどのようにしていますか
月例会で会える人には、様子を聞いたり、不参加の人には、自宅訪問して生活状況を聞いている。(岩難聴)

それに対して中央本部に要望は

【原発事故、放射能漏れについてお聞きします】

- 質問 8 情報保障(手話通訳、要約筆記など)付の説明会を開催しましたか
- 8-1 開催した(する予定)
 - 8-2 まだ開催していない
 - 8-3 開催する予定はない
 - 8-4 放射能について新たな不安はありませんか
いつまで不安なのか、いつなら安心なのか不明、食品(魚、農産物、山菜等)の安全性が不明確、ゴミ処理場から牧草、シイタケ木の焼却で放射能がでている(岩難聴)
- 日時
- 主催
- 理由は
- 理由は
- 8-5 中央本部に要望は

平成24年12月9日
岩手県聴覚障害者協会
福島協会の担当者が来て講演していただきました。

● 手続き

- ① 震災後1か月
- ② 震災後半年
- ③ 震災後1年
- ④ 震災後2年
- ⑤ 3年経過した現在

● 健康

- ① 震災後1か月
- ② 震災後半年
- ③ 震災後1年
- ④ 震災後2年
- ⑤ 3年経過した現在

落ち着いていますが、口では言わないので表情変化もありません。(聴覚協会)

● 精神面

- ① 震災後1か月
- ② 震災後半年
- ③ 震災後1年
- ④ 震災後2年
- ⑤ 3年経過した現在

3.11と聞いたら、また思い出し表情が変化する方もいます。(聴覚協会)

● その他

- ① 震災後1か月
- ② 震災後半年
- ③ 震災後1年
- ④ 震災後2年
- ⑤ 3年経過した現在

【その他】

質問 11 要望、他地域へのアドバイス等 ご記入ください

アンケートにご協力頂きまして、ありがとうございます。

聴覚障害者災害救援中央本部

6. 分科会① 東日本大震災支援 資料3
3県アンケート 追跡調査

昨年度(2013年度)ご協力いただいたアンケートの中で、更に詳しくお伺いしたい内容を抽出しました。
2014年8月1日現在についてご記入ください。

- 質問 1 県名をご記入ください
1-1 県名 宮城
- 質問 2 回答者は誰かを記入ください。
2-1 所属 (一社)宮城県聴覚障害者協会
- 質問 3 どのようにしてこのアンケートに回答しましたか。
 3-1 代表者が役員の意見を聞いて回答
 3-2 構成団体と協議して回答
 3-3 個人的に考えて回答
 3-4 その他 旧宮城本部事務局に聞いて、県聴障協が回答。

【他団体(構成団体以外)との連携についてお聞きします】

- 質問 4 ●他団体との連携で良い点(メリット)はどのようなことでしょうか。
それぞれその団体の特色を出し合うことで、幅広く対応を考えることができる。
- 他団体との連携でうまくいかなかったことや、困ったこと(デメリット)はどのようなことでしょうか。
各団体独自の悩みや特色を共有しにくいところがたまにある。

【防災の訓練や学習についてお聞きします】

質問 5 ●その後実施していますか

5-1 実施するようになった

5-2 実施していない

理由は

5-3 中央本部に要望は

【安否確認についてお聞きします】

質問 6 安否確認について、今後、どのような方法で行うかその後検討していますか

6-1 前回答通り確認している

6-2 検討を始めた

6-3 検討していない

6-4 中央本部に要望は

その方法は

理由は

【相談支援(生活、健康、精神面など)についてお聞きします】

質問 7 現在、相談支援(生活、健康、精神面など)が必要な人があるかどうか。

その把握や対処方法はどのようにしていますか

(一社)宮城県聴覚障害者福祉会(みみサポ)の活動報告で把握している

それに対して中央本部に要望は

【原発事故、放射能漏れについてお聞きします】

質問 8 情報保障(手話通訳、要約筆記など)付の説明会を開催しましたか

日時
主催

8-1 開催した(する予定)

8-2 まだ開催していない 理由は

8-3 開催する予定はない 理由は

8-4 放射能について新たな不安はありませんか

8-5 中央本部に要望は

【避難所についてお聞きします】

質問 9 避難所において「情報が得られなかった」など困ったことを行政に問題提起しましたか

9-1 問題提起した

9-2 問題提起していない

9-3 問題提起以外にどのような方法を検討していますか

9-4 中央本部に要望は

【支援物品、ボランティアについてお聞きします】

質問 10 時間の経過とともに物品、ボランティアについて要望はどのように変化しましたか

●衣料など生活必需品

①震災後1か月

②震災後半年

③震災後1年

④震災後2年

⑤3年経過した現在

●住まい

①震災後1か月

②震災後半年

③震災後1年

④震災後2年

⑤3年経過した現在

何でも欲しい。防寒用品。新しいものへのニーズ。補聴器の電池、暖房器具。
 新しいものへのニーズ。
 仮設入居に伴う生活用品。湯たんぽ(ストーブが禁止だった)

プライバシーが守れる空間ニーズ。避難所での情報。自宅の泥だし。
 仮設入居への引っ越しの手伝い。仮設での情報。
 イベントやサロンに参加するための送迎。
 説明会等での情報保障。
 災害公営住宅に転居の際の手伝い。

● 仕事

- ① 震災後1か月
- ② 震災後半年
- ③ 震災後1年
- ④ 震災後2年
- ⑤ 3年経過した現在

震災関係で会社が倒産。失業中。仕事がほしい。

● 手続き

- ① 震災後1か月
- ② 震災後半年
- ③ 震災後1年
- ④ 震災後2年
- ⑤ 3年経過した現在

あらゆる手続き・場面での通訳。情報入手困難さの解消。
通知文等の読み解き支援。
役所窓口が聴覚障害者に対応できないことについての解消。
相続や土地の問題に関して気軽に相談できる窓口がほしい。

● 健康

- ① 震災後1か月
- ② 震災後半年
- ③ 震災後1年
- ④ 震災後2年
- ⑤ 3年経過した現在

持病の悪化(いつも服用している薬がほしい)
生活習慣病症候群的な兆候、運動不足を解消したい。
慢性化。

● 精神面

- ① 震災後1か月
- ② 震災後半年
- ③ 震災後1年
- ④ 震災後2年
- ⑤ 3年経過した現在

安心して眠れる場。
話したい。気持ちの吐き出しを受け止める支援。
引きこもりがちで不安定な状況を声掛けしてくれる人材。

● その他

- ① 震災後1か月
- ② 震災後半年
- ③ 震災後1年
- ④ 震災後2年
- ⑤ 3年経過した現在

継続した見守り。

【その他】

質問 11 要望、他地域へのアドバイス等 ご記入ください

アンケートにご協力頂きまして、ありがとうございました。

6. 分科会① 東日本大震災支援 資料3 3県アンケート 追跡調査

昨年度(2013年度)ご協力いただいたアンケートの中で、更に詳しくお伺いしたい内容を抽出しました。
2014年8月1日現在についてご記入ください。

- 質問 1 県名をご記入ください
1-1 県名 福島県
- 質問 2 回答者は誰かを記入ください。
2-1 所属 東日本震災聴覚障害者救援福島県本部
- 質問 3 どのようにしてこのアンケートに回答しましたか。
3-1 代表者が役員の意見を聞いて回答
3-2 構成団体と協議して回答
3-3 個人的に考えて回答
3-4 その他

【他団体(構成団体以外)との連携についてお聞きします】

質問 4 ●他団体との連携で良い点(メリット)はどのようなことでしょうか。

情報が幅広くなる。状況や問題が正しくつかめる。

●他団体との連携でうまくいかなかったことや、困ったこと(デメリット)はどのようなことでしょうか。
特になし

●福島県に…他の県ではなかった連携団体「JDFふくしま」からの支援で良かったことは、の
会議に出席して、聴覚障害者の現状を知ってもらうことができた。又、他の障害者の現状も分かった。

「JDFふくしま」について、どのような団体が詳しい情報をください。
構成団体……(後程報告)

【防災の訓練や学習についてお聞きします】

質問 5 ●その後実施していますか

5-1 実施するようになった

5-2 実施していない

理由は

今年2月に学習会をしたが、他事業に追われ継続した学習会はできなかった。また、訓練も地域(範囲)の問題や時期の都合もあり、「したい」が出来ないまま。

5-3 中央本部に要望は

【安否確認についてお聞きします】

質問 6 安否確認について、今後、どのような方法で行うかその後検討していますか

6-1 前回回答通り確認している

6-2 検討を始めた

6-3 検討していない

6-4 中央本部に要望は

その方法は

理由は

今のところ、メール又はFAX

【相談支援(生活、健康、精神面など)についてお聞きします】

質問 7 現在、相談支援(生活、健康、精神面など)が必要な人がいるかどうか。

その把握や対処方法はどのようにしていますか

社協や行政の情報で連絡がくることがほとんど。聴覚避難者仮設住宅に訪問活動して話し相手をするのがいい、一番大切な役目。

それに対して中央本部に要望は

【原発事故、放射能漏れについてお聞きします】

質問 8 情報保障(手話通訳、要約筆記など)付の説明会を開催しましたか

日時	
主催	
理由	
理由は	

○ 8-1 開催した(する予定)

8-2 まだ開催していない

8-3 開催する予定はない

8-4 放射能について新たな不安はありませんか
行政レベルで地域の説明会が数多くあり、県本部としてはやってない。この際には手話通訳は付くが要約筆記はついていない。

放射能についての不安は続いている。しかし、日常的に意識していないことが多い。

8-5 中央本部に要望は

【避難所についてお聞きします】

質問 9 避難所において「情報が得られなかった」など困ったことを行政に問題提起しましたか

9-1 問題提起した

9-2 問題提起していない

9-3 問題提起以外にどのような方法を検討していますか

9-4 中央本部に要望は

【支援物品、ボランティアについてお聞きします】

質問 10 時間の経過とともに物品、ボランティアについて要望はどのように変化しましたか

● 衣料など生活必需品

① 震災後1か月

② 震災後半年

③ 震災後1年

④ 震災後2年

⑤ 3年経過した現在

● 住まい

① 震災後1か月

② 震災後半年

③ 震災後1年

④ 震災後2年

⑤ 3年経過した現在

○ 3ヶ月位までは必要

その場所(地域)や被害状況により、要望は様々。今も続いている。

●仕事

- ①震災後1か月
- ②震災後半年
- ③震災後1年
- ④震災後2年
- ⑤3年経過した現在

●手続き

- ①震災後1か月
- ②震災後半年
- ③震災後1年
- ④震災後2年
- ⑤3年経過した現在

り災証明
東電賠償・仮設住宅の手続き

●健康

- ①震災後1か月
- ②震災後半年
- ③震災後1年
- ④震災後2年
- ⑤3年経過した現在

●精神面

- ①震災後1か月
- ②震災後半年
- ③震災後1年
- ④震災後2年
- ⑤3年経過した現在

このあたりから不安が大きくなる。

●その他

- ①震災後1か月
- ②震災後半年
- ③震災後1年
- ④震災後2年
- ⑤3年経過した現在

【その他】
質問 11

要望、他地域へのアドバイス等 記入ください

アンケートにご協力頂きまして、ありがとうございました。

聴覚障害者災害救援中央本部

6. 分科会① 東日本大震災支援 資料4

専門機関への啓発資料（リーフレット）について（案）

(1)目的

医師会、歯科医師会、看護師会、保健士会などの専門機関へ理解啓発をしてもらい、災害時等の際に聴覚障害者との関係をスムーズに進めてもらうために作成する。

(2)様式等

・A4 裏表

※当初「A3 裏表」の案でしたが「A4 裏表」へ変更したいと思います。

2色刷り 4色刷り イラストを入れたもの 5千部で印刷費 約24万円

- ・専門機関に聴覚障害者の特性やコミュニケーション方法について理解してもらう。
- ・イラストを入れてわかりやすく、読みやすいものとする。
- ・配布先としては、各専門機関の団体とする。

（案）

日本医師会 ・ 日本歯科医師会 ・ 日本看護協会 ・ 日本薬剤師協会
社会福祉会 ・ 精神保健福祉士会 ・ 全国保険医団体連合会

(3)内容・レイアウト

- ・添付の通り ※レイアウトは今後、印刷会社にお問い合わせの予定です。

(4)スケジュール

完成目処 2月3日までに作成

1 1月1日、2日の全国防災対策会議分科会にて意見を伺う。

2 015年1月12日（月・祝） 13:00-15:00 最終確認

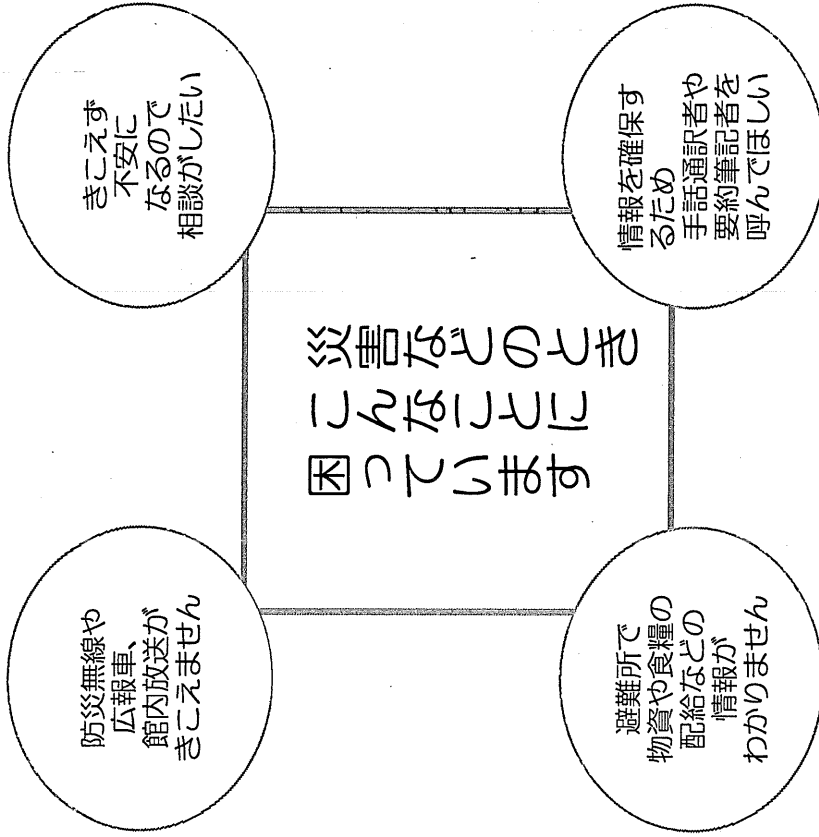
2 015年2月 3日（火） 拡大運営委員会で提案・確認

2 015年2月～3月 印刷・配布

聴覚障害者は

団体名/住所	TEL/FAX
(一財) 全日ろうあ連盟 新宿区山吹町 130 SKビル8F	TEL 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445
(一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 新宿区市谷台町 14-5 MSビル市ヶ谷台1階	TEL 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046
(一社) 全国手話通訳問題研究会 京都市上京区室町通今出川下ル 緋織会館3階	TEL: 075-451-4743 FAX: 075-451-3281
(一社) 日本手話通訳士協 文京区関口1-7-5 メゾン文京関口805号	TEL 03-6906-8360 FAX: 03-6906-8359
(NPO) 全国要約筆記問題研究会 名古屋市中区錦1丁目16-13 チサンマ ンシヨン錦1102	TEL/FAX 052-218-9120
聴覚障害者の医療に関心を持つ医療関係者のネットワーク	事務局FAX 043-251-1975
(一社) 日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会 〒150-0011 東京都渋谷区東一丁目23番3号	ホームページ http://www.jaswdh.org/

問合せ先：(一財) 全日ろうあ連盟内 聴覚障害者災害救援中央本部
〒162-0801 新宿区山吹町 130 SKビル8F
TEL/03-3268-8847 FAX/03-3267/3445
メール：saigai@jfd.or.jp HP <http://www.jfd.or.jp/saigai>



視覚的なもので情報を求めています

聴覚障害者災害救援中央本部

災害時の聴覚障害者への支援 ～東日本大震災での支援活動～

2011年3月11日に発生した東日本大震災後、聴覚障害者及び関係団体で組織する「東日本大震災聴覚障害者災害救援中央本部」は被災聴覚障害者等の支援活動を行いました。主な支援活動は下記のとおりです。



- △公費での手話通訳派遣
- △物資支援活動
- △義援金活動
- △医療・メンタル活動
- △情報・広報活動

その後、2012年12月に「聴覚障害者災害救援中央本部」と体制を移行し、引き続き生活支援等を行っています。

聴覚障害者は願っています

- ・手話、筆談などで情報を伝えてください
- ・避難するときは、一緒に誘って逃げてください
- ・放送された内容を紙に書いて掲示してください
- ・専門用語は避け、わかりやすく箇条書きにしてください



○避難所で…

- ・手話や字幕を表示する通信機器を置いてください
- ・聴覚障害者が孤立しないよう配慮してください

手話通訳の派遣 要約筆記者の派遣

公費で被災地に手話通訳者・要約筆記者を派遣して、情報保障を行います



ろうあ者相談員の派遣

避難所生活や手続など生活全般における支援をします

ソーシャルワーカーの派遣

医療関係者における健康、メンタル面などの支援をします

手話のできる社会福祉士・精神保健福祉士を派遣します

過去の病気の情報

コミュニケーションがとれない緊急時は障害者手帳、保険証などで本人確認し、お薬手帳などの情報を基に適切な処置をしてください

手話通訳者・要約筆記者 の派遣依頼

聴覚障害者の主な伝達手段は手話や文字情報です。手話通訳者・要約筆記者が派遣されますので、聴覚障害者を支援するときは行政に連絡してください



6. 分科会② 地域災害支援

「防災についての地域での取り組みと学習活動」

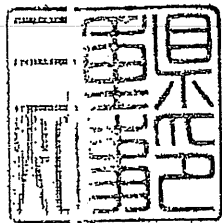
聴覚障害者災害救援中央本部
地域災害支援班

◆11月1日（土）18:00～20:00

- | | |
|-----------------------|-------------|
| 1 各県の取組報告（東京都・三重県） | 18:05～18:50 |
| 2 質疑応答（参加者） | 18:50～19:20 |
| ～ 休憩 ～ | 19:20～19:30 |
| 3 自発的活動支援事業の概要説明 | 19:30～19:40 |
| 4 自発的活動支援事業の取組報告（三重県） | 19:40～19:45 |
| 5 諸連絡 | 19:55～20:00 |

◆11月2日（日）10:00～12:00

- | | |
|--|-------------|
| 1 地域活動の課題について（困難事例など） | 10:00～10:45 |
| ～ 休憩 ～ | 10:45～10:50 |
| 2 ブロックのネットワーク作りについて
（グループワーク） | 10:50～11:20 |
| 3 全国共通のグッズについて
（聴覚障害者マーク、聴覚障害者の色など） | 11:20～11:50 |
| 4 まとめ | 11:50～12:00 |



災害時における

災害時要援護者の支援に関する協定書

平成25年4月12日

三重県
伊勢市



災害時における災害時要援護者の支援に関する協定書

三重県（以下、「甲」という。）と伊勢市（以下、「乙」という。）とは、伊勢市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、災害時要援護者の支援に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

- 第1条 この協定は、災害時において、甲及び乙が協力して、支援を必要とする聴覚障がい者への支援を行うために必要な事項を定めるものとする。
- 2 この協定に係る活動及び報告は、三重県聴覚障害者支援センター（以下、「センター」という。）が行う。

（定義）

- 第2条 この協定において、災害時要援護者とは次に掲げる者をいう。
- (1) 伊勢市災害時要援護者登録制度に登録している者であつて、聴覚の部位に障がいを有する者
- (2) 上記に掲げる者に準ずる状態にある者

（災害時要援護者の情報提供及び支援要請）

- 第3条 乙は、災害時にセンターに対し、伊勢市個人情報保護条例第11条第2項第4号及び伊勢市災害時要援護者登録制度実施要綱第6条に基づき、前条第1項第1号に規定する災害時要援護者登録台帳の写し（以下、「台帳」という。）を速やかに提供し、支援を要請する。
- 2 支援の要請手続きは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 3 センター及び乙は、災害時要援護者の支援を円滑に実施するため、連絡体制及び方法等について平常時から確認を行い、災害時に支障をきたさないよう備えるものとする。

（災害時の支援活動）

- 第4条 センターは、乙から前条に規定する要請があつたときは、乙の協力のもと、避難情報等の伝達、安否確認、避難所における避難生活上の支援及び支援物資の配布等の支援活動を行う。

（経費の負担）

- 第5条 この協定に基づき、支援活動に要した経費は、乙が負担する。
- 2 前項の経費は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(経費の支払い)

第6条 支援活動に要した経費は、甲の請求により、乙が支払うものとする。

2 乙は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を甲に支払うものとする。

(災害時の活動報告)

第7条 センターは、災害時要援護者の支援活動に関し、人的被害や物的被害を把握したときは、ただちに乙へ連絡するものとする。

2 乙は、必要に応じて、センターに対し、災害時要援護者の被害状況等を問い合わせることができる。

3 センターは、災害時要援護者の支援活動を終了したときは、速やかに乙へ支援活動報告書を提出するものとする。

(事故)

第8条 センターは、乙からの要請に基づく支援活動に際し、事故が発生したときは、乙に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(第三者に対する責任)

第9条 センターは、乙からの要請に基づく支援活動に際し、センターの責に帰する事由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第10条 センターは、センターが派遣した者が、乙からの要請に基づく支援活動中に死亡又は負傷する場合を考慮し、災害ボランティア保険への加入を義務付け、災害補償について方策を講じるものとする。

2 前項における災害ボランティア保険の加入経費は、センターが負担するものとする。

(台帳の保管及び返還)

第11条 センターは、第4条に規定する支援活動以外の目的で台帳を利用してはならない。

2 センターは、台帳に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援する役割から離れた後も同様とする。

3 センターは、台帳を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理をしなければならない。

4 センターは、センター職員及び聴覚障がい者災害支援サポーター以外に台帳を使用させてはならない。

5 センターは、災害時要援護者の支援活動を終了したときは、速やかに乙へ台帳を返還しなければならない。

(平常時の協力体制)

第12条 センターは、平常時からセンターの広報等で伊勢市災害時要援護者登録制度を広く周知し、伊勢市災害時要援護者避難支援プラン全体計画に基づく個別支援プランの作成時には、災害時要援護者の同意を得て、必要な協力を行う。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

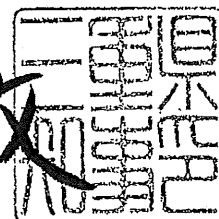
第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月12日

津市広明町13番地
甲 三重県
三重県知事

鈴木英敬



伊勢市岩淵1丁目7番29号
乙 伊勢市
伊勢市長

鈴木健一



6. 分科会② 地域災害支援 資料2

別紙 1

地域生活支援事業実施要綱

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 実施主体

(1) 市町村地域生活支援事業

市町村（指定都市、中核市、特別区を含む。）を実施主体とし、複数の市町村が連携し広域的に実施することもできるものとする。

ただし、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

また、都道府県が地域の実情を勘案して、市町村に代わって市町村地域生活支援事業の一部を実施することができるものとする。

(2) 都道府県地域生活支援事業

都道府県を実施主体とする。

ただし、発達障害者支援センター運営事業は指定都市を含み、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業及び専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業は指定都市及び中核市を含む。

なお、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

3 事業内容

(1) 市町村地域生活支援事業

障害者等に対する理解を深めるため研修・啓発事業、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業、障害者等、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業、成年後見制度における法人後見の活動を支援するための研修等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、手話奉仕員の養成を行う事業、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業（以下「任意事業」という。）及び社会福祉法人、公益法人（公益社団法人及び公益

財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3項に規定する法人をいう。）、特定非営利活動法人等の団体（以下「社会福祉法人等」という。）が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。また、障害程度区分認定等事務に要する経費を補助する。

[必須事業]

ア	理解促進研修・啓発事業	(別記 1)
イ	自発的活動支援事業	(別記 2)
ウ	相談支援事業	(別記 3)
エ	成年後見制度利用支援事業	(別記 4)
オ	成年後見制度法人後見支援事業	(別記 5)
カ	意思疎通支援事業	(別記 6)
キ	日常生活用具給付等事業	(別記 7)
ク	手話奉仕員養成研修事業	(別記 8)
ケ	移動支援事業	(別記 9)
コ	地域活動支援センター機能強化事業	(別記 10)
	[任意事業]	(別記 11)
	[障害程度区分認定等事務]	(別記 12)

(2) 都道府県地域生活支援事業

専門性の高い相談支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣を行う事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行う事業及び広域的な対応が必要な事業を必須事業とし、サービス提供者等のための養成研修事業やその他都道府県の判断により、任意事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。

[必須事業]

ア	専門性の高い相談支援事業	(別記 13)
イ	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	(別記 14)
ウ	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	(別記 15)
エ	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	(別記 16)
オ	広域的な支援事業	(別記 17)
	[サービス・相談支援者、指導者育成事業]	(別記 18)
	[任意事業]	(別記 19)

(3) 特別支援事業

(1) 及び (2) に定める事業以外の事業であって、市町村及び都道府県の判断により、事業の実施が遅れている地域の支援を行う事業、実施水準に格差が見られる事業の充実を図る事業その他別に定める事業並びに社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。(別記 20)

- 4 利用者負担
実施主体の判断によるものとする。
- 5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

6 留意事項

- (1) 市町村及び都道府県は、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を、それぞれの市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画に位置付けること。
- (2) 障害者等に対し、点字を用いること及び代筆、代読、音声訳、要約を行うなど障害種別に配慮しながら、本事業の内容を十分に周知し、円滑な実施に努めること。
- (3) 本事業に携わる者は、障害者等の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、信条等によって差別的取り扱いをしてはならないこと。
- (4) 次に掲げる事業については、補助対象とならない。
 - ア 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業
 - イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
 - ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

(別記2)

自発的活動支援事業

1 目的

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る。

2 実施主体

市町村

3 対象者

管内市町村の障害者等、その家族又は地域住民など

4 事業内容

(1) 実施内容

障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業とする。

(2) 実施形式

実施にあたり、次のいずれかの形式による方法で事業を実施すること。

ア ピアサポート

障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援する。

イ 災害対策

障害者等を含めた地域における災害対策活動を支援する。

ウ 孤立防止活動支援

地域で障害者等が孤立することがないように見守り活動を支援する。

エ 社会活動支援

障害者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援や、障害者等に対する社会復帰活動を支援する。

オ ボランティア活動支援

障害者等に対するボランティアの養成や活動を支援する。

カ その他形式支援

上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により支援する。

5 留意事項

(1) 団体へ委託又は補助する場合、支出された委託費又は補助金が単に団体を維持するための管理費として使用されていないかを精査し、真に事業目的だけに使用されているか確認すること。

(2) 特定の者のみが事業に携わるのではなく、多くの障害者等やその家族、地域住民等が事業に関わるよう努めること。

6. 分科会② 地域災害支援 資料3

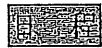
みんなで考えよう!!『聴覚障がい・災害』募集要項



聴覚障がい者自身の防災意識や自助意識の向上、地域への聴覚障がいについての啓発を行い、災害発生時、聴覚障がい者の避難及び避難生活がより円滑となることを目的として開催します。

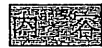


伊勢市



〔1日目〕平成26年9月5日（金）午後1時～4時

〔2日目〕平成26年10月17日（金）午前9時～午後4時



講義：災害や日頃からの備えについて

伊勢市の防災、取り組みについて

災害時、聴覚障がい者に必要な支援について

実技：聴覚障がい者とのコミュニケーション方法について

模擬避難所体験



ハートプラザみその（伊勢市御菌町長屋2767）



全日程に参加でき、次のいずれかに該当する方。

① 聴覚に障がいがある方（身体障害者手帳の有無は問いません）

② 聴覚に障がいがある方への支援に関心がある方



50名



無料



8月8日（金）までに、別紙様式にて高齢・障がい福祉課へお申込ください。Fax、郵送による申込も可能です。



申込締切後、申込者全員に郵送でご通知します。



伊勢市役所 高齢・障がい福祉課

（Tel.21-5575、21-5558・Fax20-8555）



9月5日(金)

会場：ハートプラザみその保健会議室

13:00	開講、オリエンテーション
13:05~14:00 (55分間)	① 講義：災害や日頃からの備えについて 講師：危機管理課
14:05~15:00 (55分間)	② 講義：伊勢市の防災・取り組みについて 講師：危機管理課、高齢・障がい福祉課
15:05~16:00 (55分間)	③ 講義：聴覚障がい者とのコミュニケーションとは？ 講師：三重県聴覚障害者協会防災・災害対策委員会
16:00	終了

10月17日(金)

会場：ハートプラザみその保健会議室(④~⑥)

多目的ホール(⑦)

9:30~10:55 (85分間)	④ 講義：災害時、聴覚障がい者に必要な支援について 講師：三重県聴覚障害者協会防災・災害対策委員会
11:00~11:55 (55分間)	⑤ 実技：聴覚障がい者とのコミュニケーション方法(手話)を学ぶ 講師：伊勢市聴覚障害者福祉協会
11:55~12:55	昼休み
12:55~13:25 (30分間)	⑥ 筆談ボード作り 講師：伊勢要約筆記サークルはんず
13:30~15:50	⑦ 模擬避難所体験(危機管理課)
15:50	事務連絡
16:00	閉講

6. 分科会② 地域災害支援 資料4

ブロック内相互支援体制の構築及び
主な役割と活動モデル(案)

聴覚障害者災害救援中央本部
地域支援班

■ブロック内相互支援体制の概要

(1) ブロック内相互支援体制の基本的な考え方

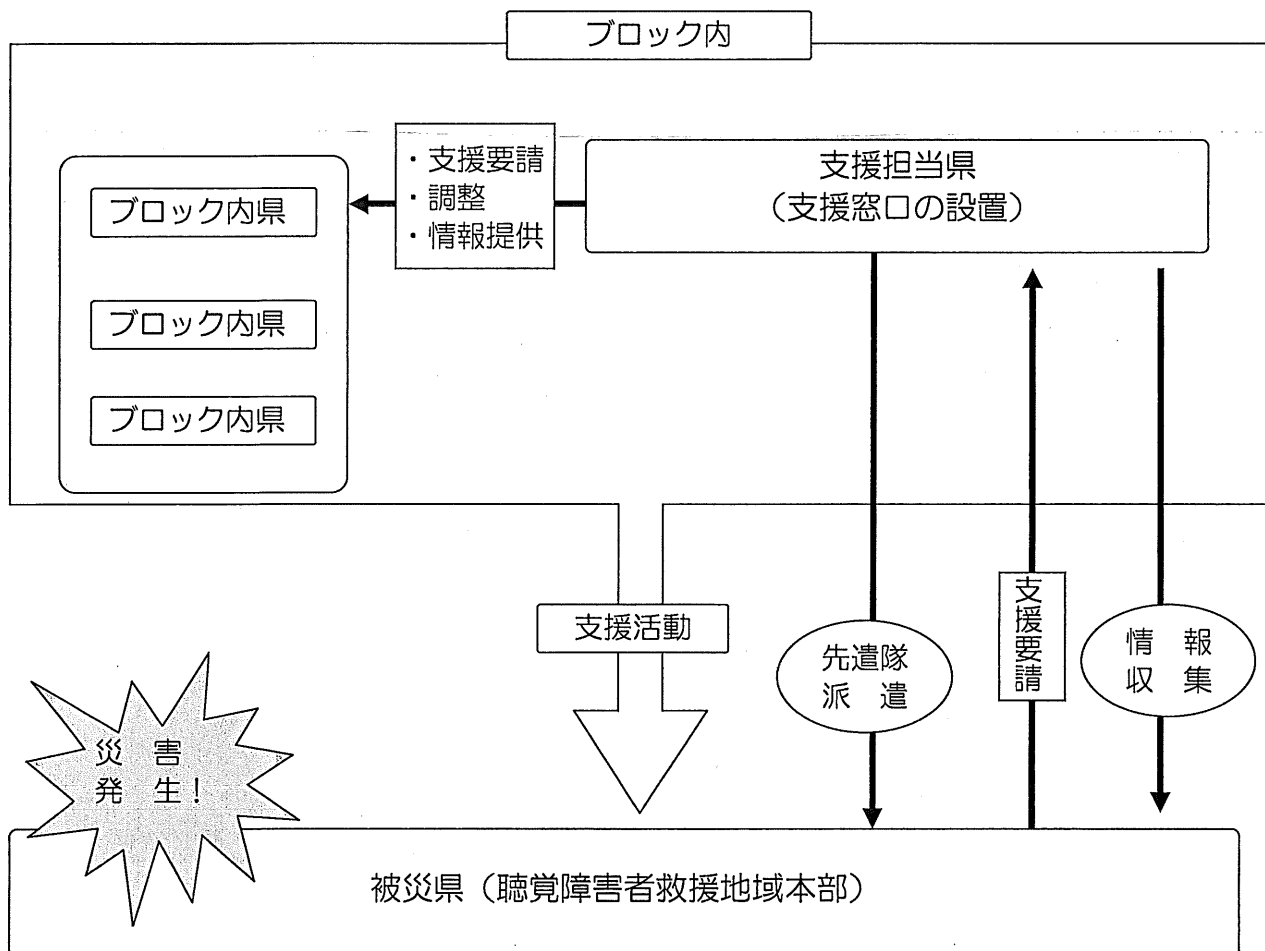
大規模災害発生時の支援を行うにあたり、重要なのは平時から「顔の見える支援体制」を構築しておくことである。それを考えると、それぞれの団体から選出された理事が役員を務め、それぞれの団体役員の交流もあるブロック内で、ブロック連盟が主体となり、支援体制の構築や防災に関する取り組みの共有、他に支援が必要とされる内容について、事前に協議し、相互支援関係を構築しておくことが望ましい。

ブロックは、平時よりブロック内における連携を強め、支援を行える体制を構築することに努め、災害時にはブロック内で相互支援を行う。

(2) ブロック内相互支援について

- ① ブロック内（被災が1県であり、災害が局地的なものを想定）において災害が発生し、被災県聴覚障害者救援地域本部が単独で十分な支援活動ができない場合は、そのブロック内で設定した支援担当県が中心となって被災県を支援する。
- ② 支援担当県は、先遣隊を派遣、また被災県聴覚障害者救援地域本部を通して、被害状況について情報収集を行い、必要に応じてブロック内の各県と連携し、必要な人的・物的支援等を行う。
- ③ ブロック内で複数の県が被災または被災が1県であっても災害が甚大等で、ブロック内の支援体制では被災県の支援等を行うことが困難な場合は、支援担当県は聴覚障害者救援中央本部と連携し、全国規模の支援を行う。

(3) 相互支援のイメージ図



■平時からの取組（平時からの連携の強化）

(1) 「支援担当県」の設定

被災県に対する支援を円滑に実施するため、ブロック内に「支援担当県」を定めておく。支援担当県の役割は、以下のとおりである。

- ①支援担当県は、被災県からの要請に応じ、支援を速やかに行うため、自らのブロック内の相互支援の調整を行う。大規模かつ広域な災害等の場合には、被災県からの要請また自らの判断により、聴覚障害者災害救援中央本部に対し、支援の要請を行う。
- ②支援担当県は、原則としてブロック連盟の長または事務局長の所在県をもって充てる。ただし、大規模かつ広域な災害等が発生したとき、その長または事務局長の所在県が甚大な被害を受けると思われるときは、ブロック内の協議により、長または事務局長の所在県以外の県を支援担当県としたほうが良い。

【支援担当県の設定にあたり、考慮すべき点（例）】

- ・ その県の規模（会員数・職員数等）
- ・ 地理的条件（ブロック内各県間の距離、交通網等を踏まえた移動時間等）
- ・ 被害想定（同時被災の可能性を可能な限り排除すること）

(2) 「ブロック内支援体制」の構築

災害が発生したときは、ブロック内支援体制に基づいて、被災県への支援ができるよう、平時からブロック内の連携による支援体制を構築しなければならない。その支援体制構築にあたり、確認しておく内容は以下のとおりである。

①聴覚障害者災害対策地域本部の連絡体制、窓口の確認、

※災害発生時の情報収集、緊急時に連絡ができる窓口、連絡方法なども含む

②基本資料の相互交換・共有（地域協会所在地、県管内図、被害想定図等が考えら

れる）

③災害発生時の情報収集、支援活動を行う基準

③災害発生時の被災県聴覚障害者災害対策本部設置場所 ※代替え地も含む

④人的・物資支援を行うための情報交換及び整備

※支援マニュアル、安否確認票、提供可能な品目・数量等の共通化及び備蓄

⑤人的・物的支援に係る輸送ルート・輸送先等の情報交換

【ブロック内支援体制の構築にあたり、考慮すべき点（例）】

- ・ 先遣隊及び支援チームの構成、派遣人数・担当・役割の基準

※大規模な災害の場合は、必要な支援を見極める「先遣隊」を派遣することが望ましい。その際、支援担当県からの要請により、近隣県から先遣隊を派遣することも考えられる。

- ・ 先遣隊、支援チームの携行品
- ・ 先遣隊、支援チーム向けの業務マニュアル
- ・ 先遣隊、支援チームによる支援物資、輸送手段、輸送先の輸送方法及び要請方法（受入場所、窓口等）

■災害時の活動

ブロック内において、一定規模以上の災害、または大規模な被害が発生した場合、支援担当県はブロック内各県の聴覚障害者災害救援地域本部や、聴覚障害者災害救援中央本部等と連携して、以下の活動を行う。

(1) 情報収集及び連絡体制の確立

ブロック内において、一定規模以上の災害または大規模な被害が発生した場合、支援

担当県は、その被害状況等を把握し、支援の要否を検討するために情報収集及び連絡体制の確立を行う。

把握した情報は、ブロック内各県及び聴覚障害者災害救援中央本部等に適宜提供し、情報共有を図る。

【参考】情報収集を開始する基準（例）

- ・震度5強以上の揺れを観測する地震が発生したとき
- ・水害や津波、噴火など甚大な災害が起きたとき
- ・あらかじめ、ブロック内で協議し、定めたもの

(2) 先遣隊の派遣

被災県の聴覚障害者災害救援地域本部より、支援の要請があった場合、また支援の必要性が認められる場合は、支援担当県は先遣隊を派遣し、現地において直接情報収集を行う。

先遣隊は、被災県聴覚障害者災害救援地域本部において、被害状況や支援ニーズの把握など、支援に必要な情報を収集する。

【参考】先遣隊の派遣基準（例）

- ・被災県聴覚障害者災害救援地域本部より、支援の要請があったとき
- ・災害発生時には、交通機関などの混乱状態であると考えられるため、先遣隊の安全が確保された状況となったとき
- ・あらかじめ、ブロック内で協議し、定めたもの。

(3) 支援担当県に「支援窓口」の設置

支援担当県は、先遣隊が収集した情報等により継続的な支援の必要性が認められる場合は、必要に応じて「支援窓口」を設置し、本格的な支援活動を開始する。

支援窓口は、被災県と支援側をつなぐ窓口として、支援に関わる調整及び他の支援県等との連絡調整を中心とする業務を実施する。

【参考】「支援窓口」の業務（例）

- ・被災県等との連絡体制の確立
- ・被災県等の支援ニーズの把握
- ・被災県への人的・物的支援の調整
- ・被災県、ブロック内の支援県、聴覚障害者災害救援中央本部、その他関係団体等との連絡調整（被害状況や支援ニーズ等の情報共有、支援県の連絡調整会議の開催、支援活動の調整等）
- ・その他支援活動に必要な業務

● 防災への取り組み ●

聴覚障害者災害救援中央本部の取り組み

聴覚障害者災害救援中央本部 運営委員長
一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事長

石野 富志三郎



新体制「災害救援中央本部」

日本列島は今後どこでも地震が起きる可能性があります。首都直下型地震、南海トラフ地震などいくつもの災害が懸念されるなか、「初動・安否・避難行動支援」への対応の在り方が問われています。

2011年の東日本大震災の発生を受け、全日本ろうあ連盟（「連盟」）、全国手話通訳問題研究会（「全通研」）、日本手話通訳士協会（「士協会」）の三団体は15団体の協力を得て「東日本大震災聴覚障害者救援中央本部」を立ち上げ、被災地の聴覚障害者及び手話通訳者等関係者に対する救援活動を2年近く続けてきました。

その後、2012年12月、「東日本大震災聴覚障害者救援中央本部」から、新体制としての「聴覚障害者災害救援中央本部」（以下、「災害救援中央本部」）に改編し、基本的な活動を①東日本大震災被災地への継続支援、②今後起こりうる地域災害への支援を2本の柱に、活動の目的を地域における防災対策の推進、地域のネットワーク作りとしました。構成団体は連盟、全通研、士協会の三団体です。

「災害救援中央本部」では、被災地へのメンタル支援の他、就労、教育、生活全般にかかわる支援について検討を行い、併せて2本柱の活動について地域本部と討議す

る「全国防災対策会議」の開催を決め、会議に関する具体的な話し合いを行いました。その他の主な内容は、①それぞれの委員の役割にそって「全国防災対策会議」他、いくつかの課題をML等を活用して対策を協議していくこと ②より具体的な支援のため、2つの部会の設置、③地域での防災に関する学習会の開催と講師派遣事業の実施を決め、その後3月の「全国防災対策会議」の討議等を踏まえ、政府への要望を含む新たな事業の検討等が確認されました。

初の「全国防災対策会議」開催

2013年3月16日・17日の2日間、兵庫県神戸市で「全国防災対策会議」が開催されました。40の都道府県地域本部より86名の方々が集まり、来賓に厚生労働省自立支援振興室の君島淳二室長を迎え、熱心な討議がなされました。

16日の全体会開会にあたり、東日本大震災で犠牲になられた方々に黙祷をささげ、運営委員長の石野よりの「東日本大震災から2年がたったが支援は終わりではない。被災地への支援と、これから起こりうる災害で被災死者「ゼロ」を目指した対策に取り組み、ろう者・手話関係者だけでなく一般の市民と共に防災意識を高められるよう、内容のある会議にしてほしい」との言葉と、君島室長の「東日本大震災では

市役所、町役場という支援をしなければならぬ人が犠牲になってしまったため『公助』ができなかった。近所の人たちの力、『共助』が発揮できるような町づくりを我々も学び、今後の行政につなげていきたい」との挨拶を受け、会議が始まりました。

その後、「災害救援中央本部」久松事務局長の新体制の説明、石川副運営委員長による東日本大震災聴覚障害者救援中央本部の報告、被災3県の報告（岩手県・宮城県・福島県）、JDF制作ドキュメンタリー『生命のことづけ～死亡率2倍 障害のある人たちの3.11～』（p50-51参照）上映、東京大学大学院教授・田中淳氏の講演「地域の防災活動について」が行われました。

16日夜の分科会では、「東日本大震災支援」と「地域災害支援」の2テーマに分かれ、「復興支援の在り方」と「防災に向けてのネットワークづくり」を柱に、全体会で得た情報や地域の取り組み状況をもとに積極的な議論が行われました。

17日午後の全体会での小椋副運営委員長による総括では、「東日本大震災の実例から学び、その課題を無にしてはならない。防災・災害支援の取り組みに地域の特徴はあっても良いが、格差があってはならない。学ぶだけではなく、行動する力を高めなければならない」とあり、参加者全員が新たな気持ちを胸に閉会となりました。

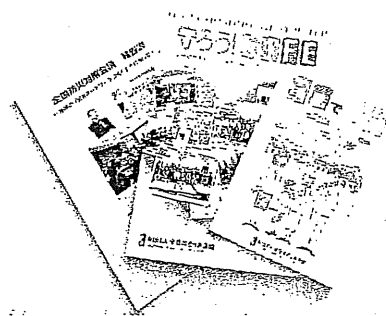
書籍売上金の一部は 災害救援中央本部へ寄付

東日本大震災聴覚障害者救援中央本部でまとめた「聴覚障害者 災害時初動・安否確認マニュアル」と「東日本大震災聴覚障害者救援活動 報告書」をもとに、連盟は

2013年3月に『守ろう！LIFE—聴覚障害者の防災体制の確立のために—』（定価1,300円＋税）を発行しました。これは、各地域で災害に対する防災体制を確立するためのテキストとして活用され、災害から命を守り、被災死亡者「ゼロ」とする願いを込めて作成しました。また同時に『手話で防災』（定価500円＋税）の冊子を刊行しました。この2冊の売上金の一部は「災害救援中央本部」に寄付されます。

『守ろう！LIFE』の中に忘れてはならない1ページがあります。岩手県聴覚障害者協会の平山正勝さんの「2回も津波来襲」と題した手記です。平山さんはこの本の発行後の5月23日、仮設住宅で脳梗塞で倒れ亡くなりました。平山さんの思いを受け

継ぎ、避難行動要支援者に関する取り組みをしっかりと決意を新たにしていきます。



「東日本大震災から3年を迎えて 3.11声明」発表

「災害救援中央本部」は東日本大震災から3年を迎えるにあたり、次のように声明を発表しました。声明は東日本大震災から3年がたち今なお避難生活をしている方々、被災地の皆さんに東日本大震災を忘れない、震災から学び今後の災害につなげ、聴覚障害者への災害対策を早急に取り組んでいくことを全国に表明するものです。

— 東日本大震災から3年を迎えて 3.11声明 —

2011年3月11日(金)、午後2時46分に宮城県牡鹿半島の東南東沖130キロメートル仙台市の東方沖70キロメートルの太平洋の海底を震源とする東日本大震災が発生した。

この大震災は、地震、津波、液状化現象及び地盤沈下、東京電力福島第一原子力発電所で炉心溶解が発生し水素爆発により大量の放射性物質の漏洩を伴う原子力事故など戦後最大の複合災害となった。

死亡者及び行方不明者は、18,520人(2014年2月現在政府発表)になり、そのうち障害者の死亡率は住民全体に対する死亡率の2倍にも達していたという事実が明らかになった。中でも防災無線が聞こえず津波が来ることも知らずに亡くなった聴覚障害者が多くいた。

被災地では、復旧・復興がある程度進んでいる地域がある一方で、現在でも仮設住宅等における生活を余儀なくされている被災者が数多くいる。また、福島県では帰還困難区域や居住制限区域が指定され、避難を続けなければならない多くの被災者が存在する。これら避難・転居を強いられている人々は27万人にもものぼる。

聴覚障害者災害救援中央本部では、聴覚障害者の現在の状況を確認するため、被災地3県(岩手県、宮城県、福島県)を訪問し、調査を行った。

防災無線は聞こえず、命と安全を守る情報が十分届かなかった。避難生活におけるコミュニケーションでも不安と不便を感じた。安否確認では、個人情報保護法が壁となって遅々と進まなかった。生活再建における複雑な手続きや就労への不安など生活に関わる相談についても、手話通訳者やろうあ者相談員の不足で支援が十分なされていない現状が浮き彫りになった。

そして、震災発生後にその恐怖や不安、無力感などから心に傷を負い、今もなお苦しんでいる聴覚障害者の被災者や手話通訳などの支援者が多くいることがわかった。また、地域防災学習会や気象庁の出前講座で、聴覚障害者の地域の防災力を高める学習を通じて、平時の際の備えを十分整えることが重要であることを学んだ。

今後、いつ起きうるかわからない災害に備える、今なすべきことは、聴覚障害者関係団体が連帯して聴覚障害者情報提供施設を中心に据えた体制を構築し、地域行政との連携を強固なものにすることである。

自分の命を守るためには、普段から近隣の地域住民と交流することで顔見知りになることが優先される。それは、手話の広がりや聴覚障害者の障害特性の理解を広げることにも繋がる。

障害者権利条約や改正障害者基本法に「言語(手話を含む)」ことが明記され、手話言語条例や意見書が地方議会で次々と採択されている。手話が言語として当たり前に見える情報・アクセシビリティの向上が図れる社会が今まさに求められている。国民の多くが、聴覚障害者のコミュニケーション手段である手話を学び、手話を習得することによって、心のバリアを取り除くことができ、そのことによって災害による被害をより少なくすることができるものとする。

また、地域に手話通訳や要約筆記などの保障がなく日常の情報が入らず困難な生活を余儀なくされている聴覚障害者をなくすため、早急に市町村において手話通訳者、要約筆記者の養成・設置・派遣の制度を構築することが求められる。

このように社会の環境を整えることにより、地域の人々が聴覚障害者と共に避難するような関係作りが、当たり前のできるものである。

二度と「逃げる」という言葉が聞こえなかったということは許されない。

東日本大震災から3年を迎える本日、聴覚障害者災害救援中央本部は、改めて聴覚障害者、手話通訳者、手話サークル会員そして手話関係者の命と安全を守る取り組みを進め、これら全ての関係者に対する支援の一層の充実を関係機関に求めるとともに、自らも被災者の声に真摯に耳を傾け、生活再建や被災地の復興に向けた支援活動をこれまで以上に進める決意であることをここに表明する。

2014年3月11日

聴覚障害者災害救援中央本部

運営委員長 石野 富志三郎

〈構成団体〉 一般財団法人全日本ろうあ連盟

一般社団法人全国手話通訳問題研究会

一般社団法人日本手話通訳士協会

聴覚障害者用防災用品に関するアンケート

2013年 月 日

地域本部名 _____

担当者名 _____

Fax _____

e-mail _____

以下、○を付けてご回答ください。

Q1. 今までに貴地域本部（ろうあ連盟傘下協会・全通研支部・土協会支部・サークル等含む）で聴覚障害者用防災用品を製作し、販売または配布を行ないましたか。または予定していますか。

はい

いいえ

Q2. 上記質問1で「はい」と答えた場合、どのようなものを制作し、販売または配布を行いましたか。または予定していますか？

その用品名及び金額を記入してください。（複数回答可）また、できればその防災用品の全体像が分かるような写真を添付してください。

防災用品名 _____ 販売価格（ _____ ）円

防災用品名 _____ 販売価格（ _____ ）円

Q3. 貴地域本部地域の自治体（県または市町村）で、聴覚障害者に聴覚障害者用防災用品を配布された例はありますか？また、そのような予定はありますか？

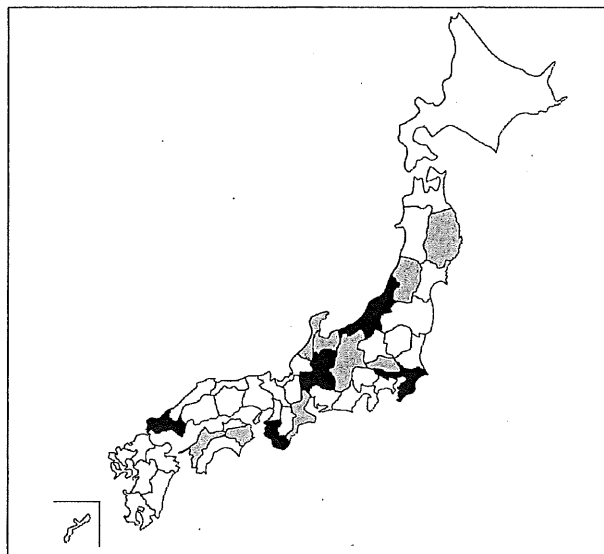
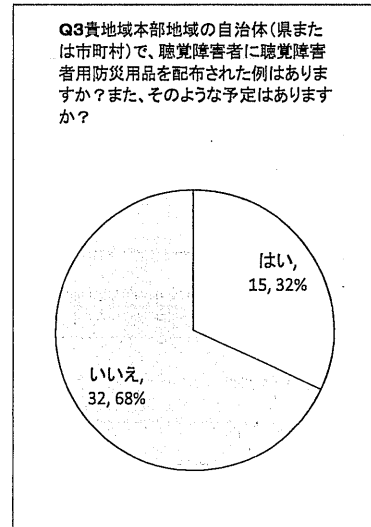
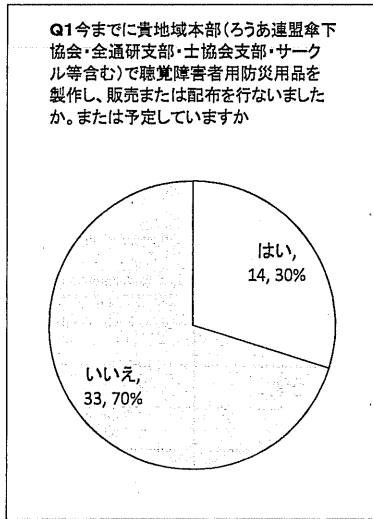
はい

いいえ

防災グッズ制作・アンケート集計及び参考資料

	県名	Q1	Q3
1	北海道	×	×
2	青森	○	×
3	岩手	×	○
4	宮城	×	×
5	秋田	×	×
6	山形	×	○
7	福島	×	×
8	茨城	×	×
9	栃木	×	×
10	群馬	×	×
11	埼玉	×	○
12	千葉	○	○
13	東京	○	○
14	神奈川	×	×
15	山梨	×	×
16	新潟	○	○
17	長野	×	○
18	富山	×	○
19	石川	×	○
20	福井	×	×
21	岐阜	○	○
22	静岡	×	×
23	愛知	×	×
24	三重	×	○
25	滋賀	×	×
26	京都	×	×
27	大阪	×	×
28	兵庫	○	×
29	奈良	○	×
30	和歌山	○	○
31	鳥取	×	×
32	島根	×	×
33	岡山	×	×
34	広島	○	×
35	山口	○	○
36	徳島	×	○
37	香川	×	×
38	愛媛	×	○
39	高知	×	×
40	福岡	○	×
41	佐賀	×	×
42	長崎	○	×
43	熊本	○	×
44	大分	×	×
45	宮崎	○	×
46	鹿児島	×	×
47	沖縄	×	×

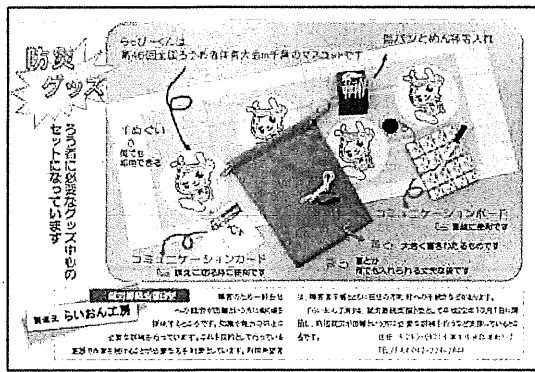
○:はい / ×:いいえ



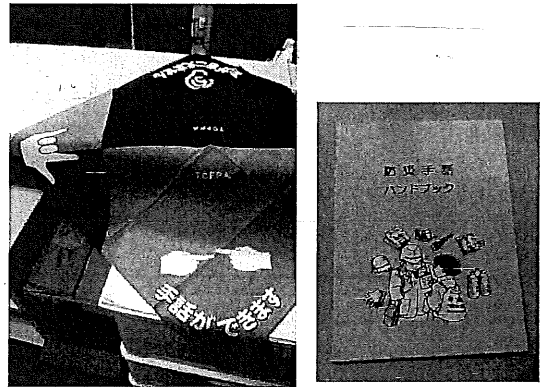
県名	1.防災用品を製作し、販売または配布を行ったか。または予定しているか ⇒2.「はい」と答えた場合、どのようなものを制作し、販売または配布を行ったか。または予定しているか。			資料No.
	防災用品名	販売価格	備考	
青森	「おたすけ」カード	無料	八戸市ろうあ協会(カードは手作り、プザー付 ライトは100円ショップで購入可能) 会員にのみ配布	1-1
千葉	聴覚障害者のための防災グッズ (袋付きセット)	1,500円		1-2
東京	防災手話ハンドブック 災害バンダナ	無料		1-3
新潟	腕章	無料		1-4
岐阜	手話通訳者用ベスト	200枚配布	聴覚障害者・難聴者・盲ろう者向けに配布。 主に24年度会員	1-5
兵庫	聴覚障害者に配慮した非常持出袋 2011年度に100セット制作、販売 (1年以内に完売)	10,000円	購入者からは「もう少し内容を充実させて欲しい」等の声があったが具体的にどんなものが欲しいのか分からないままでした。 また価格についてはもう少し安い方がいいと声もったが店頭で販売しているものよりも安価でした。 一般的にいくらなのかあまり、知られていないようだ。	1-6
奈良	携帯用ホワイトボード		OHPわかさの会員と難聴者が一緒に制作。 販売・配布はしていない 申込者は全員材料費を(350円)支払った	1-7
奈良	要約筆記者用ゼッケン			1-8
和歌山	ベスト		ライオンズクラブより贈呈	-
和歌山	災害SOSパンフとDVD		県からの助成金を得て、和歌山大学防災研究教育センターとかつらぎ町社会福祉協議会と橋本伊都聴覚障害者協会が連携し、市民への普及のために制作したパンフとDVD	1-9
広島	聴覚障害者用ビブス 聴覚障害者支援者用ビブス 防災袋 SOSカード 非常持ち出し品チェックリスト 救急会話カード	無料	救急会話カードはびんご地域の救急車全車に常備	1-10
山口	ベスト(聴覚障害とわかる文字入り) 帽子(手話がわかる人の文字入り)	約500円		-
山口	携帯型筆談ボード	手作り100円	防災学習時	-
山口	ベスト			-
山口	防災サインDVD	1,000円		-
福岡	バンダナ(予定)		長崎県諫早市が制作しているバンダナと同様	-
長崎	安心カード(緊急時連絡)	200円	ろう協サークル合同「防災研修会」の時に試作。よって参加者のみ保有。 はがきサイズ/パウチ製/将来的には会員全員に完成品の配布を検討	1-11
長崎	聴覚障害者緊急連絡先カード	実費		1-12
長崎	バンダナ			-
長崎	緊急災害時用バンダナ	400円	諫早手話サークルが先製したものを購入し、地域の聴覚障害者、手話通訳者、一部の手話サークル会員に無料配布	1-13
長崎	緊急持出袋		全国ろうあ者体育大会(岡山)で制作したポーチが売れ残り、安価で購入で来たいためそれを使用。中にメモ帳、ボールペン、緊急時に持っているといいと思われるものを書いた紙を入れ、地域の聴覚障害者に無料配布した	-
熊本	防災用品と言われるかわからないがろう者の交通安全協会が以前小型(煙草の箱の1/2くらい)の懐中電灯を配布したことがある。夜中暗くても手話が見えるようにすることなどのため。	不明		-
宮崎	防災ベスト 防災腕章		24年度に県委託事業で作成、センターに配備	1-14

【1. 地域本部、ろう協等】

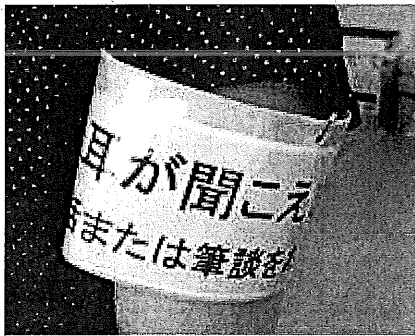
1-2



1-3



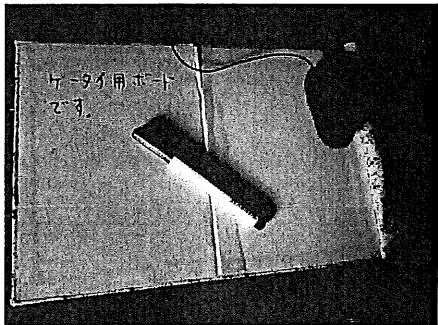
1-4



1-5



1-7



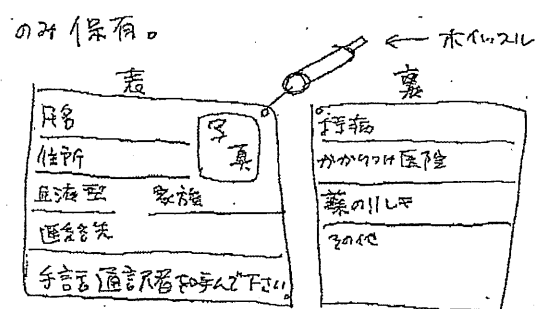
1-8



1-9



1-11



おたすけカード

(無料配布)



この「おたすけカード」は、耳の聞こえないろうあ者の方々、障害者社会とのコミュニケーションがとれないために、急病とか、交通事故、災害などの連絡が出来なくて不安な日々を過ごしています。この不安を少しでもなくするために、「おたすけカード」を作りました。結構、役に立つと思いますので、ご利用ください。

八戸市ろうあ協会

カードNo.1

私は耳が聞こえません



今、何かあったのですか？
紙に書いて
教えてください。

電車が来た時とか、人々を集めて何か説明している時などに使います。
避難所でも役に立ちます。

○印に記入してください。

希望します

希望しません

カードNo.2

私は耳が聞こえません



何か えるときは
紙に書いて
教えてください。

自分がある事がある事の紹介になります。
コミュニケーション方法も理解してもらえます。
避難所でも役に立ちます。

○印に記入してください。

希望します

希望しません

カード No.3

私は耳が聞こえませんが

緊急時の手話通訳依頼は
八戸市障害福祉課です。

☎0178-43-9106
平日（午前9：00～午後5：00まで）

手話通訳の予約は ☎0178-22-4810

急病とか、事故・災害の時、
手話通訳を早めに派遣しても
らう時に使います。

○印に記入してください。

希望します

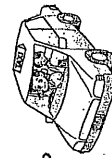
希望しません

カード No.4

私は耳が聞こえませんが

戸市000000

までお願いします。



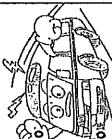
バスが来ない時とか飲み会の
帰りにタクシーを使う時には
安心です。

希望の方は下の枠に記入してください。（複数可）

行せ先 ①	までお願いします。
行せ先 ②	までお願いします。
行せ先 ③	までお願いします。

カード No.5

私は耳が聞こえませんが



救急車を呼んでください。

家族に電話してください。

☎0000-00-0000

家族、友人、3つあ者同士の
グループなどで、急病が発生
した時に電話をお願いします。

希望の方は枠に電話番号を記入してください。

電話番号

カード No.6

私は耳が聞こえませんが

急病です。病院へ電話してください。

①青森労災病院 ☎00-0000

②八戸市民病院 ☎00-0000

③日赤病院 ☎00-0000

④かかりつけの病院 ☎00-0000

急病が出た時に、病院受付に
電話してもらいます。予約の
問い合わせにも利用できます。

希望の方は下の枠に○印に記入してください。また、かかりつけの病院は病院名と電話番号を
記入してください。（複数可）

青森労災病院	
八戸市民病院	
日赤病院	
かかりつけの病院名	電話番号

カード No.7

私は耳が聞こえません

事故 盗難 不審者

警察を呼んでください。



110

交通事故とか盗難にあつた時、警察を呼んでもらう時に使います。

○印に記入してください。

希望します

希望しません

カード No.8

緊急連絡先

私は○○○○です。耳が聞こえません。

自宅 = 青森県八戸市○○○○○○

昭和○○年○○月○○日生まれ 血液型○型

TEL/FAX 0178-00-0000

緊急連絡 ○○○○○○

携帯電話 ○○○○○○

かかりつけの病院は-○○○○○○○○○○

交通事故とか病気などで気が失つたとき、自分の身元が警察、救急隊員にわかれれば安心です。

○印に記入してください。

氏名	
住所	
生年月日	
TEL / FAX	
緊急連絡先	
かかりつけの病院	

聴覚障害者に配慮した



非常持ち出し袋

災害用コミュニケーション支援ボード付!

手話がしやすいショルダータイプ。
 ポケットは防水加工で濡れてもOK。
 肩ベルト・背面にはクッション加工。
 ポケットも多く仕分けも便利。
 黒とワインレッドの2種類から選べます!



便利な

手話のできる人いますか?
 トイレはどこですか?
 何をしゃべっていますか?
 指さして会話ができます!
 裏は簡易筆談ボードです!

災害用コミュニケーション支援ボード
 Communication support board

 手話のできる人いますか?	 マイクで何をしゃべっていますか?	 避難場所はどこですか?
 食べ物はどこでもらえますか?	 耳が聞こえません	 トイレはどこですか?
 水はどこでもらえますか?	 NTT 安否情報に電話して下さい	 病院はどこですか?

★電話をかけて下さい★

- () -
- () -

●連絡先はマジックで書いておきましょう
 ●ウラは簡易筆談ボードです(専用ペンはカバンに入っています)



【セット内容】
 アルファ米・非常用チョコ
 保存温泉水×2, 抗菌マスク
 笛, 給水袋, レジャーシート
 救急セット, ロープ, 防水ライト(電池付), 食器セット, 軍手
 タオル, ろうそく, 手回し式ラジオ付ライト(携帯充電可能)
 マーカー, 腕章, コミュニケーション支援ボード(消しゴム付)
 ボールペン, 簡易トイレ, 電話お願い手帳(希望者のみ)
 ※個人用持ち出し品目チェックリスト付!

専門メーカーと提携!
 必要なものがそろっています!

¥10,000-

(税込み・送料別
 着払いで発送)

お申し込みは(社)兵庫県聴覚障害者協会
 (FAX: 078-371-0277, 電話: 078-371-5613, メール: h-deaf@i-mail.jp) まで!!

兵聴協オリジナル非常持ち出し袋 申込書

年 月 日

ブラック _____ 個 ・ ワインレッド _____ 個

=金額: _____ 円 (送料別・着払いで発送)

名前: _____ 所属: _____

住所: _____

連絡先: _____

兵聴協オリジナル

非常持ち出し袋 領収書

年 月 日

様

_____ 円

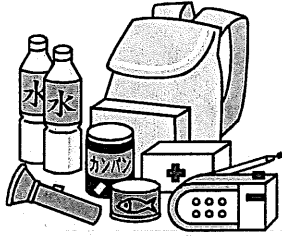
非常持ち出し袋セット _____ 個の

商品代金として上記の金額を
 確かに領収いたしました。

(社)兵庫県聴覚障害者協会

FAX 078-371-0277

担当



非常持ち出し袋に入れるもの 個人用チェックリスト

今回の非常持ち出し袋セットには入っていないので、
個々や家庭の事情に合わせて、
必要なものは忘れずに入れておきましょう。

品物	説明	チェック
身分証明書のコピー	障害者手帳や免許証、パスポート、車検証や権利証のコピーを入れておくよいでしょう。	
預金通帳のコピー・印鑑	銀行や郵便局からお金を引き出す時に必要です。	
健康保険証のコピー	病院を受診するときに必要です。持病やアレルギーがある人は書き込んでおきましょう。	
現金(小銭)	公衆電話(公衆ファックス)をするときに必要です。停電するとテレホンカードは使えません。	
自宅周辺の地図	自宅と避難所にあらかじめ印をつけておき、クリアファイルに入れるなど防水加工をしておくとう便利です。	
常備薬・処方箋のコピー	普段使用している薬を数日分用意しましょう。処方箋はどんな薬を使っていたかすぐにわかるためのもの。	
予備のメガネ	避難するときや避難所でもメガネは必要です。買い換えた後使わなくなったもので良いでしょう。	
おむつ・生理用品	災害の時にはなかなか手に入りません。必要な分だけ用意しておきましょう。	
下着	真空パックなどで小さくしておくとう持ち運びに便利です。	
家族の写真	離ればなれになってしまったときに安否を確認できます。裏に名前と生年月日を書いておきましょう。	
補聴器の電池	使用している補聴器の型番にあったものを入れておきましょう。	

※ 中身は 1 年に1回確認し、期限が過ぎているものは交換しましょう。食べ物だけではなく、電池や証明書類にも期限がありますので注意してください。

※ これらは被災後1~2日間を過ごすためのものです。これとは別に食料や水などを自宅や車の中に用意しておくとう安心です。

※ 携帯電話から接続できる災害伝言掲示板の練習をしておきましょう。



2 経過報告及び組織の現況

(1) 経過報告

- 2011年 1月 結成集会
- 2月 学習会
- (3月 東北地方太平洋沖地震発生)
- 6月 災害情報メール配信事業開始
- 7月 「福祉医療機構(WAM)」社会福祉振興助成事業の補助を受ける(～12年3月)
- 8月 西学区避難訓練に参加
- 12月 阪神淡路地震被災地視察
- 2012年 1月 ビブス貸与式
- 8月 ひんご防災総会
- 9月 「総合防災訓練」に参加

(2) 組織の現況

①加入団体・会員数

加入団体	25団体 (聴覚障害者団体6・サークル19)
会員数	約700人 (聴覚障害者250人・サークル450人)

②加入団体

ろうあ協会 (4)	
府中ろうあ協会	府中市 NPO福しろうあ協会 福山市
尾道ろうあ協会	尾道市 三原ろうあ協会 三原市
雑 聴 協 会 (2)	
福山市雑聴者・中途失聴者協会	福山市 尾道市雑聴者・中途失聴者協会 尾道市
手 話 サ ー ク ル (11)	
トロッコ	府中市 とんど 福山市
芦の会	福山市 ゆびこみ 福山市(神辺)
つくし	尾道市 たんぽぽ 尾道市
高見	尾道市(向島) ふれあい 尾道市(因島)
ひよこ	尾道市(御調) うきしろ(屋) 三原市
うきしろ(夜)	三原市
要 約 筆 記 サ ー ク ル (8)	
伝書鳩	府中市 さんりん車 福山市
ひきのとう	福山市(神辺) ひまわり 福山市(沼隈)
さくら	尾道市 しまなみ 尾道市(向島)
キンモクセイ	尾道市(御調) ひよこ 三原市

「聴覚障害者の災害時の安全のために」

説明会

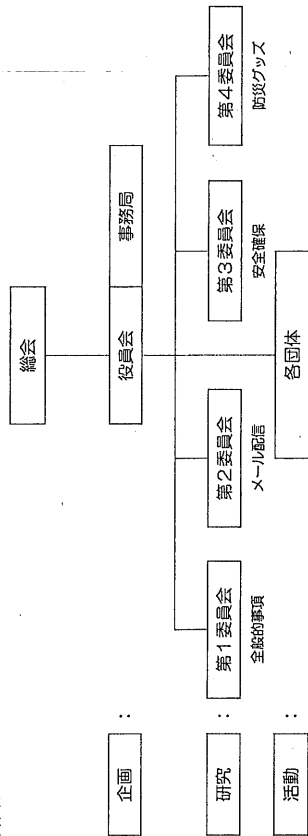
- 1 会長あいさつ
- 2 経過報告と組織の現況
- 3 研究成果報告
- 4 市町への要望
- 5 意見交換
- 6 その他

びんご聴覚障害者防災連絡協議会

2012年10月23日(火) 13:30～16:00
すこやかセンター 1階多目的ホール

1 会長あいさつ

③体制



3 ひんご防災の研究結果

ひんご防災では、独立福祉医療機構 (WAM) の助成を受け2011年7月から12年3月に災害時の「自助・共助」段階での聴覚障害者の安全確保策について研究・開発を行った。

(1) 災害時要援護者登録制度と聴覚障害者

- ①阪神淡路地震と東北地震の教訓から
 - ア 阪神淡路一建物倒壊・火災・避難所
 - イ 東北一建物倒壊・火災・津波・原発損壊・避難所
 - ウ ・阪神淡路以降、避難所への手話通訳、要約筆記派遣などの支援体制は一定程度整備されていた
 - ・東北地震では緊急避難（音波・原発）のための情報伝達体制が改善されていないことが明らかになった
 - ⅰ 地震の揺れは物理的に感知できる
 - ⅱ 被害の大小（火災、インフラの破壊）による避難の必要性を判断する情報が必要

②聴覚障害者の特性と災害

- ア 音声情報の取得が困難・・・視覚情報（文字・身振り・手話）に転換して伝達する
メール、カードなどで伝達する
- イ 隣近所との日常的な交流が停滞・・・日頃から理解・交流を深めていく活動が必要

③災害時要援護者として登録した場合

- ア 避難行動は基本的には自力で可能
- イ 視覚的な災害情報を提供する
- ウ 避難所では手話通訳、要約筆記などの支援が必要

(2) ひんご防災の「自助・共助」システムについて

①災害への備え

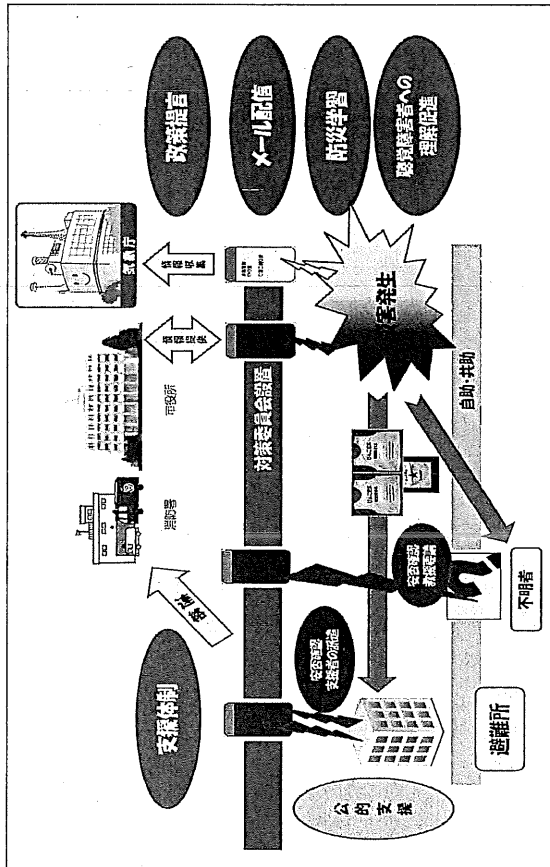
- ア 自助：防災意識を高めるための学習会（ひんご防災レベル・各団体レベル）
- イ 共助：地域への働きかけ（聴覚障害者への理解）、加入団体間の協力関係の構築
- ウ 公助：聴覚障害者に対する安全確保策を要望

②災害発生前



- ア 情報収集：気象情報・市町の災害情報の収集、
- イ 対策本部の設置
- ウ 災害情報メール配信

③ 災害発生


- ア 災害情報メール配信
 - イ 避難所の支援：市町の避難所開設情報の提供
- ④災害発生後
- ア 安否確認メール
 - イ 支援者の派遣：安全地帯の支援者（聴覚障害者・サークル会員）を災害地に派遣する
 - ウ 「公助」の要請：関係機関との連携（救助依頼など）



(3) ビブス

聴覚障害者用ビブス	支援者用ビブス
 <p>作成数：310着 貸与数：270着</p>	 <p>作成数：340着 貸与数：250着</p>
<p>①聴覚障害者に貸与 ②災害発生時（災害前、後も含む）にビブスを着用することにより、聴覚障害者であることが周囲にわかり、情報提供などの支援を受けやすくなる。</p>	<p>①手話サークル、要約筆記サークル会員に貸与 ②災害発生時（災害前、後も含む）にビブスを着用することにより、聴覚障害者が支援者を認識することができる。 ③同じ被災者であることから着用は任意。</p>

(4) 防災袋

 <p>作成数：630個 貸与数：500着</p>	<p>①聴覚障害者、支援者に貸与 ②非常持ち出し品は、チェックリストを参照して各自で準備する。この作業を通して一人ひとりの防災意識を中心に高めることができる。</p>
---	---

※ビブスと防災袋の貸与について

- ①聴覚障害者と支援者（びんご防災に加入のサークル会員）にビブスと防災袋をセットで貸与
- ②「支援者ビブス」は、災害情報メール登録者および支援活動に従事できる人を中心に貸与
- ③市役所の窓口で聴覚障害者の希望者に貸与できるようにしたい

(5) 非常持ち出し品チェックリスト (A4版)

非常持ち出し品チェックリスト		2次持ち出し品		3次持ち出し品	
品名	数量	品名	数量	品名	数量
1 懐電機	1台	1 防災用 懐電機	1台	1 防災用 懐電機	1台
2 防災用 懐電機	1台	2 防災用 懐電機	1台	2 防災用 懐電機	1台
3 非常持ち出し品	1台	3 非常持ち出し品	1台	3 非常持ち出し品	1台
4 非常持ち出し品	1台	4 非常持ち出し品	1台	4 非常持ち出し品	1台
5 非常持ち出し品	1台	5 非常持ち出し品	1台	5 非常持ち出し品	1台
6 非常持ち出し品	1台	6 非常持ち出し品	1台	6 非常持ち出し品	1台
7 非常持ち出し品	1台	7 非常持ち出し品	1台	7 非常持ち出し品	1台
8 非常持ち出し品	1台	8 非常持ち出し品	1台	8 非常持ち出し品	1台
9 非常持ち出し品	1台	9 非常持ち出し品	1台	9 非常持ち出し品	1台
10 非常持ち出し品	1台	10 非常持ち出し品	1台	10 非常持ち出し品	1台
11 非常持ち出し品	1台	11 非常持ち出し品	1台	11 非常持ち出し品	1台
12 非常持ち出し品	1台	12 非常持ち出し品	1台	12 非常持ち出し品	1台
13 非常持ち出し品	1台	13 非常持ち出し品	1台	13 非常持ち出し品	1台
14 非常持ち出し品	1台	14 非常持ち出し品	1台	14 非常持ち出し品	1台
15 非常持ち出し品	1台	15 非常持ち出し品	1台	15 非常持ち出し品	1台
16 非常持ち出し品	1台	16 非常持ち出し品	1台	16 非常持ち出し品	1台
17 非常持ち出し品	1台	17 非常持ち出し品	1台	17 非常持ち出し品	1台
18 非常持ち出し品	1台	18 非常持ち出し品	1台	18 非常持ち出し品	1台
19 非常持ち出し品	1台	19 非常持ち出し品	1台	19 非常持ち出し品	1台
20 非常持ち出し品	1台	20 非常持ち出し品	1台	20 非常持ち出し品	1台

(6) SOSカード (大:A5版・小:名刺版)
《A5版》

聴覚障害者用 SOSカード作成	
<p>SOS 私生活が困る方へ</p> <p>氏名: _____</p> <p>住所: _____</p> <p>電話番号: _____</p> <p>メールアドレス: _____</p> <p>緊急連絡先: _____</p>	<p>氏名: _____</p> <p>住所: _____</p> <p>電話番号: _____</p> <p>メールアドレス: _____</p> <p>緊急連絡先: _____</p>

(7) 救急会話カード (A4版・4ページ)

1ページ	2ページ
<p>SOSカードは？ ある ない</p> <p>名前は？ 年輪は？ 血液型は？ A B O AB</p> <p>いつも行く病院は？ 高血圧？ その他の病気？</p> <p>いつも飲む薬は？ アレルギーは？</p> <p>何時に食事をしましたか？ 時間</p>	<p>痛さは？ 苦しさは？</p> <p>前</p> <p>今</p> <p>40秒に 必ず必ず 読む</p>

3ページ	4ページ
<p>痛い</p> <p>苦しい</p> <p>熱</p> <p>吐き気</p> <p>めまい</p>	<p>住所？</p> <p>市 町</p> <p>生年月日？</p> <p>年 月 日</p> <p>救急車にのりこむ</p>

救急会話カードの配布について

- ①計80セット作成した。
- ②備後地域の救急車全車（約40台）に常備している。消防署で担当者が使用方法を研修している。
- ③使用方法を会員に周知するため、加入団体に配布した。（25セット）
- ④救急車にこのカードがあることで聴覚障害者の間に安心感が広がっている。

支援者用 350枚作成

<p>SOS</p> <p>このカードを大切に保管してください</p>	
名前	性別
生年月日	年齢
血液型	型
所属団体	型
TEL	FAX
住所	
緊急連絡先	
アレルギー	
その他	

《表》

聴覚障害者・支援者共通（兼）

<p>聴覚障害者用（表） 350枚作成</p> <p>SOS 私には耳が聞こえません</p> <p>文字・手話・身振りで伝えてください</p> <p>名前</p> <p>性別</p> <p>生年月日</p> <p>年齢</p> <p>血液型</p> <p>所属団体</p> <p>TEL</p> <p>FAX</p>	<p>聴覚障害者・支援者共通（兼）</p> <p>住所</p> <p>TEL</p> <p>FAX</p> <p>緊急連絡先</p> <p>アレルギー</p> <p>その他</p>
---	--

支援者用（表） 350枚作成

<p>SOS</p> <p>カードの内容を確認して支援してください</p>	
名前	性別
生年月日	年齢
血液型	型
所属団体	型
TEL	FAX
住所	
緊急連絡先	
アレルギー	
その他	

《裏》

- SOSカードの配布について
- ①常時携帯、また防災袋に入れておく
 - ②救急搬送の際にはSOSカードの有無をたずねられる
 - ③市役所の窓口で聴覚障害者の希望者に配布できるようにしたい

(8) 避難所会話カード

1枚目	2枚目
3枚目	4枚目

避難所会話カードの配布について

- ①40セット作成し、加入団体（25団体）に配布した
- ②12年9月1日の「総合防災訓練」の光小学校避難所で使用した
- ③橋後地域の全避難所に常備してほしい。聴覚障害者用の受けを作り、初にカードを並べてほしい

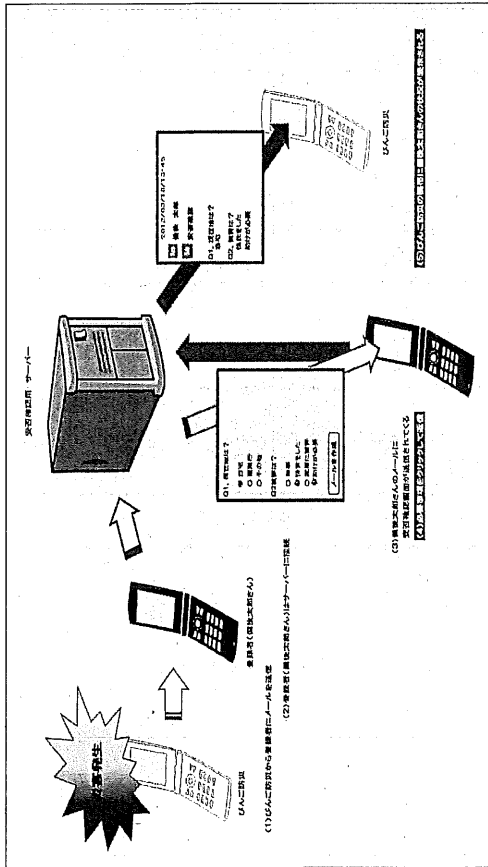
(9) 災害メール配信

災害情報メール配信画面	
《避難準備情報などの発令時》	《解除時》
<p>避難勧告発令</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日●時発令 ○○町△△地区 避難所は××公民館 <p>気をつけて避難してください。</p>	<p>大雨洪水警報</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日●時 ◎◎市 <p>洪水や土砂災害に気をつけてください。</p>
<p>避難解除</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日●時 ◎◎市 <p>峠を越えました。安心してください。</p>	

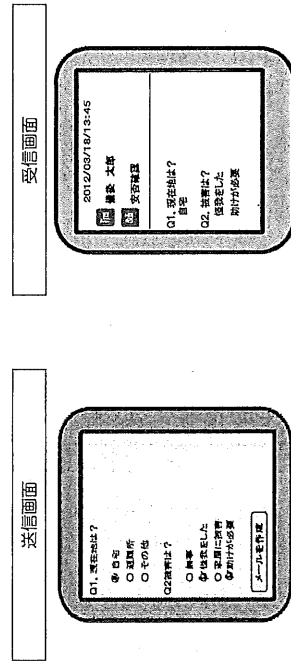
- ①名前、住所、性別、年齢、所属を登録。現在350人登録。聴覚障害者150人。サークル200人
- ②登録者の住所を地図上に記入。避難所の確認、周囲の支援者の状況の確認のため
- ③「赤色」：避難関係の情報。該当地区の登録者のみに配信
- ④「黄色」：各自で注意
- ⑤「青色」：解除情報。就寝時間前（概ね午後11時まで）に配信する
- ⑥双方向性：情報提供や問い合わせ、支援依頼ができる
- ⑦2011年7月から運用を始め、現在まで9件メール配信を行った。「わかりやすい」「安心できる」「災害に関心を持つようになった」等、登録者に好評である
- ⑧台風、大雨洪水関連の気象警報メール（黄色）を配信した。下は2011年の例

第6回	2011年 9月 2日（金）～3日（土）	台風12号	びんご全域にメール
9月2日	びんご配信	気象情報	市役所等の情報
14:30	《黄》	台風12号接近。びんご地方に上陸の恐れ。明るいうちに台風への備えを。	
16:31		三原市：注意喚起。高潮、増水。	
18:10		府中市：災害対策本部設置	
18:30		三原市：警戒対策本部（水防本部）設置	
20:06		福山市：消防局に災害対策本部設置。	
9月3日			
7:36		福山市：注意喚起。訂正。災害対策本部→水防対策本部	
12:13	《黄》	高知県東部部に上陸。夕方岡山県上陸の予想。注意を。	
19:08		府中市：解散	
19:54	《青》	夕方岡山県中部に上陸。びんごは雨、風とも弱まっている。峠を越した。	
21:13		三原市：解散	
21:45		福山市：警報解除	

(10) 安否確認メール



- ①対象者は災害メール配信登録者。2012年3月末から運用を始めた
- ②避難勧告等発令地域の登録者を対象に安否確認を行う。地震等の大規模災害の場合は全員の安否確認を行う
- ③状況を簡便に連絡できるように工夫した
 - i 災害発生時に、ひんご防災から登録者にメールを配信
 - ii 登録者は「安否確認サーバー」に接続
 - iii 登録者の携帯画面に「安否確認画面」が表示される
 - iv 項目を選択する
 - v メールを送信する
 - vi ひんご防災携帯に登録者の「安否状況」が表示される
- ④要支援（「助けが必要」）の場合は、関係機関に連絡し救助を要請する。ひんご防災も支援者を派遣する。



- (11)「支援のお願い」リーフレット（別紙参考資料）
 - ①災害時だけでなく平常時の聴覚障害者理解に繋がる内容になっている。
 - ②聴覚障害者自身で近隣所に配布する。
 - ③町内会長、民生委員の会合などで配布し説明する。

4 市民へのお願い

(1) 「避難所会話カード」を全避難所に常備してほしい

12年9月1日の「総合防災訓練」において光小学校避難所で使用した。訓練では、一般受付と要援護者受付の2ヶ所が設置されていた。要援護者受付に「避難所会話カード」が置かれていたので、ストレスなく避難所に入ることができた。

このカードは、受付時だけでなく避難生活でも聴覚障害者のコミュニケーションのために必要である。避難所にこのカードを常備してほしい。

(2) Jアラートをメールで配信してほしい

12年9月12日にJアラート（全国瞬時警報システム）の一斉訓練が実施された。全国の自治体では、防災無線や警報（サイレン）などで住民に伝達した。備後地方では災害メール配信を行なっている4市のうち2市でメールに転換して配信した。

聴覚障害者にとって、「瞬時に」情報を取得できる手段は携帯電話に配信されるメールだけである。聴覚障害者と一般住民の間に情報格差が生じないように市町の災害情報メールで配信してほしい。

69

5 《高良交野》 市町とびんに防災の連携を深めるために

(3) 「課題1 情報伝達体制の整備 ・ 集中豪雨時等における対応イメージ」を具体化してほしい

(4) 「課題5 関係機関等の間の連携 ・ 要援護者避難支援連絡会議を通じた関係機関等の情報共有の例」を具体化してほしい

(3) (4) は内閣府の「災害時要援護者の避難支援に関する検討会」が06年3月に出した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」で方向性が出されている。

「課題1」については、「障害者団体等の福祉関係者と災害時要援護者支援班との連携を深めること」となっている。市町行政は、びんご防災を災害対策組織の一員として位置づけ、協力関係を築けるように取り組んでほしい。また、びんご防災の組織を活用する方向で取り組んでほしい。

当面お願いしたいことは、

①避難準備情報の発令前に情報を提供してほしい。

びんご防災が体制を整えられるように、避難準備情報の発令前に情報を提供してほしい。

避難準備情報が発令されたら要援護者は避難を開始することになっている。一般住民は、避難準備情報発令で危険な状況になっていることを察知することができるが、要援護者にとっては「いきなり」避難の形である。

市町の対策本部では災害状況を把握して協議されていると思いますが、その協議の概略（どの地域を対象に検討しているのか？状況はどうなのか？）をびんご防災にも情報提供してほしい。

それを受けてびんご防災では災害情報メール発信の準備（対象者の絞り込み、支援者のリストアップなど）の作業をすすめることができる。現在では、情報提供がないため、対応が遅れている。障害者市民の生命、財産を守る見地から積極的な情報提供をお願いしたい。

市町の対策	催告等の発令	要援護者・障害者	一般住民
対策本部設置 ↓ ↓ ↓	避難準備情報発令前	協議の概略を提供してほしい	危険な状況を察知
	避難準備情報		
	避難勧告	避難開始	避難開始
	避難指示	避難	避難

②びんご防災を「消防団、自主防災組織、福祉関係者」の範疇の組織として位置づけて、継続的に情報を提供してほしい。

「課題5」については、大規模災害時には、被災地に「要援護者避難支援連絡会議」を置き、適宜開催することとなっている。この会議の一員にびんご防災を位置づけてほしい。聴覚障害者関係の支援に関わる問題はびんご防災と協議してほしい。

次ページからは 【資料】

『災害時要援護者の避難支援ガイドライン』(06年3月)内閣府「災害時要援護者の避難支援に関する検討会」
ページ番号はガイドラインのページ番号

課題1 情報伝達体制の整備

1-1 災害時要援護者支援班の設置

(1) 災害時要援護者支援班の設置

市町村は、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援班」を設け、要援護者の避難支援業務を的確に実施すること。

<災害時要援護者支援班のイメージ>

【位置付け】

平常時は、防災関係部局や福祉関係部局で横断的なPT（プロジェクト・チーム）を設け、災害時は、災害対策本部中、福祉関係部内に設置。

【構成】

平常時は、班長（福祉担当課長）、班員（福祉担当者、防災担当者等）。避難支援体制の整備に関する取組を進めていくに当たっては、社会福祉協議会、自主防災組織等の関係者等の参加を得ながら進めること。災害時は、基本的に福祉担当課長・者で構成。

【業務】

平常時：要援護者情報の共有化、避難支援プランの策定、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等
災害時：避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認、避難状況の把握、避難所の要援護者班（原称・後述）等との連携・情報共有等

(2) 消防団や自主防災組織、福祉関係者等の間の情報伝達体制の整備

市町村は、消防団や自主防災組織等、従来から地域防災の中心となっている団体等への情報伝達責任者（班）を明確にすること。消防団、自主防災組織等は、一部の構成員に過度な負担をかけないこと、不在時を想定した複数ルート化等に配慮しつつ、伝達網を整備すること。発災時は福祉関係者と連携しつつ、避難支援プラン等を基に情報伝達を実施すること。

また、福祉関係者との連携に関し、市町村は、各種協議会等を通じ、平常時から要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者と災害時要援護者支援班との連携を深めること。市町村は、福祉関係者に対する防災研修を定期的に行うこと。また、国は、福祉関係者が必要な防災研修や訓練を受講する仕組みについて検討すること。発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用すること。

民生委員、福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者は、ケアプランの策定時を含め、平常時の福祉サービス活動や避難支援プランの策定作業を通じて、要援護者や避難支援者への情報伝達方法についてきめ細かく把握すること。また、市町村の災害時要援護者支援班との連携を深めること。発災時は、災害時要援護者支援班、消防団、自主防災組織等と密に情報交換するとともに、避難支援プラン等を基に情報伝達を実施すること。

1-2 避難準備情報等の発令・伝達

(1) 避難準備情報の発令

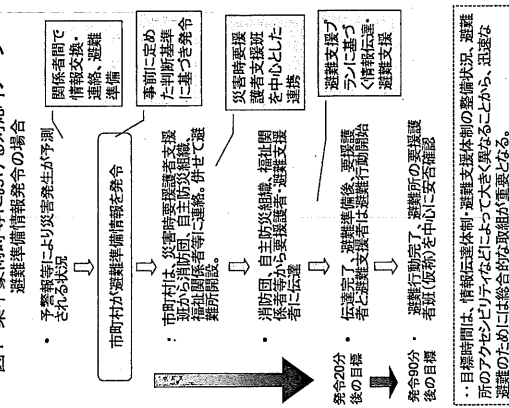
市町村は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、風水害時等における避難準備情報等の判断基準（具体的な考え）を事前に定め、また、これまでに、発令すること。また、「避難注意情報」等、地域ごとに様々な情報が発出されていたが、今後、避難行動に時間を要する者に避難を求め、避難準備情報に標準化するとともに、国、都道府県、市町村等は、その周知徹底に努めること。

(2) 多様な手段の活用による通信の確保

風水害時等における要援護者や避難支援者への避難準備情報等の伝達や、災害時に様々な関係機関等との連携を図るため、要援護者を支援するための専用の通信手段の構築やインターネット（電子メール、携帯メール等）、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板サービス（携帯電話を使用した安否確認サービス）、衛星携帯電話、災害時優先電話、公衆電話、簡易無線機等の様々な手段を活用すること。

また、避難支援のための通信の確保に当たっては、連絡を取り合う人や関係

図1 集中豪雨時等における対応イメージ



機関等が誰であるか、連絡の内容はどのようなものか等を検討し、適切な通信手段を選択すること。そのため、どのような通信手段でどのように連絡を取り合うのか等を、平常時から確認し合うこと。

さらに、市町村、福祉関係者等は、要援護者の特性を踏まえつつ、要援護者の日常生活を支援する機器等の防災情報伝達への活用を進めること。

<例>

- ・ 聴覚障害者：インターネット（電子メール、携帯メール等）、テレビ放送（地上デジタル放送も含む。）、いわゆる「見えるラジオ」
- ・ 視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話
- ・ 肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話 等

取組を支援すること。

5-3 要援護者避難支援連絡会議（仮称）等を通じた緊密な連携の構築

(1) 要援護者避難支援連絡会議等の運営
大規模災害時、被災地には、関係機関等による広域的な応援も含め、様々な人的・物的資源が集結するため、積極的に情報共有を図り、効果的かつ効果的な支援活動を各関係機関等が実施することが重要となる。

そのため、市町村は、要援護者避難支援連絡会議（仮称）を適宜開催し、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難所等における要援護者のニーズを把握し、共有すること。関係機関等は、支援活動の状況把握や調整を担当できる者を派遣すること。

そして、関係機関等がより緊密な連携を図るために必要な場合は、例えば担当者を派遣・常駐させ、情報共有等とともに、要援護者の支援に携わる関係者からの相談に応じる要援護者の支援センターのようなるものを立ち上げることとも検討すること。

要援護者避難支援連絡会議等の役割、業務等については、地域の実情を踏まえた上、マニュアル等を作成して具体化し、平常時から関係者に対する研修や訓練を実施しておくこと。なお、介護保険制度における地域包括支援センターの活用・連携も図ること。

(2) 要援護者避難支援連絡会議等とボランティアとの連携
避難所等における要援護者の支援の充実を図るためには、保健師、看護師等の専門的な知見・技術を有する者と、ボランティアとの間での連携を高めることが重要となる。そのため、要援護者避難支援連絡会議等を通じ、市町村の災害時要援護者支援班、関係機関等、ボランティアセンター等の間で情報共有や支援活動の連携を図ること。

平常時においても、郡道府県、市町村は、保健師、看護師等やボランティアの参加を得つつ研修や実践的な訓練を実施し、国はその取組を支援すること。

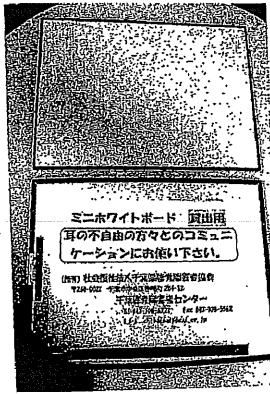
県名	⇒ 4. 「はい」とこたえた場合: どのようなものを制作し、販売または配布を行ったか。または予定しているか。	資料 No.
	防災用品名及び補足	
岩手	「障がいがある方たちへの災害対応のてびき」岩手県・岩手県社会福祉協議会制作・発行(A4・35P)	-
山形	聴覚障害者非常用リュック 山形県聴覚障害者協会山形支部が山形市に要望し実現したもの 聴覚障害者防災対策事業として事業費の3分の2を補助する制度で補助上限額を820,000円とする。 これにより、頒布価格は4,920円(消費税込)、個人負担額は1,640円となる。 平成14年度から3か年で終了するもので、対象者は、山形市民の聴覚障害者829名(H13.3、31現在手帳交付者数とする。	3-1
埼玉	パンダナ。市町村によってまちまち。配布数は少ない(全ての聴覚障害者に配布はできていない)	-
千葉	避難所に大きなホワイトボード(裏面に「手話通訳が必要な方は千葉聴覚障害センターへ」と電話番号が書かれた紙を貼りつけてあるものを貸し出した。 市行政から聴覚障害者へゼッケン(すぐ聴覚障害者だとわかるもの)と笛の寄贈などが何カ所かあった	3-2
東京	Q1の防災パンダナを地域で購入し配布した例あり(豊島区等いくつかの区市) 避難所の地図や本人のデータを記入できる防災手帳(世田谷区) 日常的にも使えるものとして「ヘルプカード」を都で作成、地域での応用グッズへ助成	-
新潟	十日町市で身体障害者向けにグッズを配布。	3-3
長野	須坂市から前と後ろに「私は耳が聞こえません」と書いてあるビブすが聴覚障害者協会会員に配られました。対象は手帳を持っている人。須坂氏の手話通訳、登録通訳者に「手話通訳」ビブスをもらいました。防災訓練時に持参して使っています。	-
富山	県総合防災訓練の時に「手話通訳」名入りバスと、「聴覚障害者」名入りベスト、または腕章を着用しての訓練をした地域はあるが、個人に配布されたものとしてはなし	-
石川	白山市が緊急笛、ストラップを配布	-
岐阜	聴覚障害者用ハザードマップ	-
三重	10年ほど前に、三重県とろう協が協議の上、「聴覚障害者の防災意識向上」を目的として、啓発パンフと防災カードを配布したことがある。 啓発パンフは「防災メール登録の推進」、「防災みえ.JPとCS放送目で聴くテレビの周知」の2点に、重きをおいて作成、防災カードは常に携帯し、「身元とコミュニケーション方法を確認できるもの」として作成し	3-4
三重	鈴鹿市社協が、聴覚障害者に笛・水・メモボード・薬箱・軍手・ティッシュボックス・ビニール袋などの避難グッズを配布した。	3-5
和歌山	レスキューポット	3-6
広島	避難所会話カードをびんご地方の全避難所に常備してもらうよう交渉中 説明会資料参照	-
山口	市から防災に対する冊子。物品はなし	-
徳島	災害発生時に障害者であることを周囲に知らせる避難ベストとシール	-
愛媛	ホイッスルを配布された地域がある 県内では住民に対し防災用品の提供をする地域が少なく、進展が見られない。そのことにより、聴覚障害者あるいは障害者への防災用品提供は今のところ予定がない	-

【3. 自治体】

3-2

表→

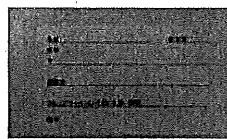
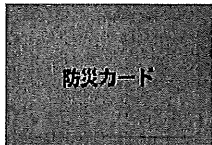
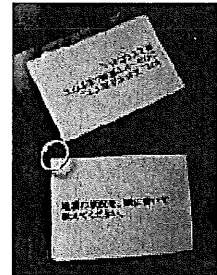
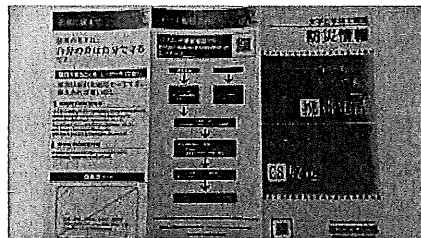
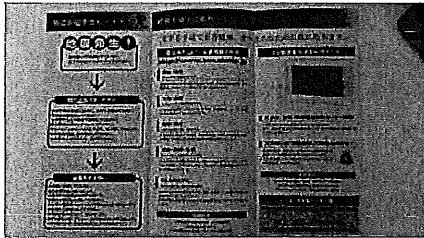
裏→



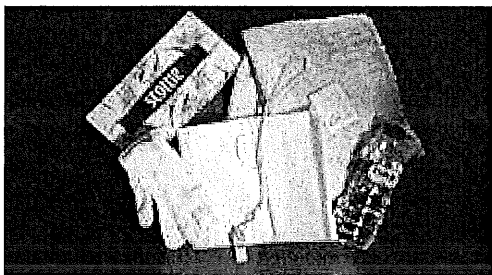
3-3



3-4



3-5



聴覚障害者防災対策事業計画（案）

1. 趣旨

本事業は、大規模の火災・震災が発生するにあたって最寄りの避難場所に避難したのち事態を把握するため情報を收拾することに困難および、混乱する避難場所において聴覚障害者であることを示唆ならびに模索しやすくすることにより聴覚障害者の生命を保全することを目的として、聴覚障害者向けの防災リュックサックを山形市の支援をうけて頒布することを目的とする。

2. 事業主体団体

山形県聴力障害者協会山形支部

3. 支援

山形市健康福祉部生活福祉課

4. 頒布種目

聴覚障害者とわかるマーク入り防災リュックサック

5. 事業内容

対象者は山形市民の聴覚障害者 829 名（H13.3.31現在手帳交付者数）

事業の実施期間は 3 年（H14~H16）を目途とする。

H14 年度は 250 人を募集数とし、リュック購入費 1,155,000 円に事務費として 75,000 円を加え、補助対象事業費を 1,230,000 円とする。

事業費の 3分の2 を補助するものとし、820,000 円を補助上限額とする。

これによって、協会の頒布価格は 4,920 円（消費税込み）、個人負担額は 1,640 円となる。

単年度の募集は予算の範囲内であり、募集数に達した時点で打ち切るものとする。

防災リュックについては対象者全員が希望するものではないと考えられるので防災リュックの頒布者数が対象者数に満ちたなくとも、事業は目途とされた 3 年間で終了するものとする。

当該事業の周知は協会が行い、広報掲載などの支援は、協会の依頼を受けて山形市が行う。

回
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

「耳が不自由です」 非常用にリュック

県聴覚障害者協山形支部が製作



万一の災害に備えた聴覚障害者用の
非常用リュックサック

周囲に救助のサイン

県聴覚障害者協会山形支部（佐藤美津男支部長）は、万が一の災害時に聴覚障害者であることを理解してもらい、身の安全を確保するための非常リュックサックを作った。リュックには、耳が聴こえないことがひと目で分かるような絵と文字が印刷され、燃えにくい素材を使うなどの工夫が施されている。

聴覚障害者が、阪神大震災で情報が伝わらずに救助物資を受け取ることができなかったとの報告を受け、大規模な火災や震災の発生に備えて、同支部が三年ほど前から計画。山形市の支援を受け、実用性を考えて作った。聴覚障害者防災対策事業の一環として、リュック製作は全国初者の試み。

聴覚障害者が「耳が聴こえない人は、災害の実態把握や危険の有無など、避難する際に必要な情報の収集ができない。外見から聴覚障害者という判断も難しく、コミュニケーションもままらなく取れない。リュックを背負うことで、周囲の人が気付いて、助けを必要としていることを分かってもらえれば」と説明する。

リュックは、縦四十センチ、横三十五センチ、幅十五センチの「洋ナシ型」で、チャックで開閉を行う。背中のプリントは、人の耳をデザインしたものに、斜めの線が入った大きなマークと、「耳の不自由な者です」という文字で、暗闇でも分かりやすいようにと蛍光塗料で書かれている。反射テープも張り、安全面に配慮。丈夫で燃えにくい素材で、防水効果もある。日常でも使用できるようにデザイン

ンプルなデザインになっている。

佐藤支部長は「災害時には、自ら意識を持つことも重要だが、周りの人に聴覚障害者だと気付いてもらうことが大切。そのため活用してほしい。山形市から県内に、そして全国に広まってほしい」と語っている。

同支部では、市内の聴覚障害者を対象に、十三日まで三百個を頒布する。一個二千元。問い合わせは同市生活福祉課023(641)1212。

平成14年9月4日 山形新聞夕刊

レスキューポットを高齢者等に配布します。

新宮市では、11月1日より65歳以上の高齢者等にレスキューポットの配布を開始します。

この事業は、災害時や救急活動における要援護者支援策として有効な救急情報用紙（緊急連絡先、かかりつけ医、薬の服用情報等）を入れるプラスチックの筒を決まった場所（冷蔵庫、玄関・下駄箱）に置いておくことにより、救急活動等が迅速、的確に行われるというものです。

NPO法人和歌山県腎友会からレスキューポット 2,000 個の寄贈を受け、また和歌山県「地域支え合い体制連携構築事業補助金」の助成を受け、新宮市が 10,000 個を購入し、合計 12,000 個を準備して実施することになりました。

配布の対象者は下記のとおりです。

- ① 65歳以上の高齢者（平成25年3月31日までに65歳に到達する方も含む）
- ② 65歳未満の障がいのある方で次の手帳をお持ちの方
（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級）
- ③ 65歳未満の特定疾患患者の方で特定疾患受給者証をお持ちの方

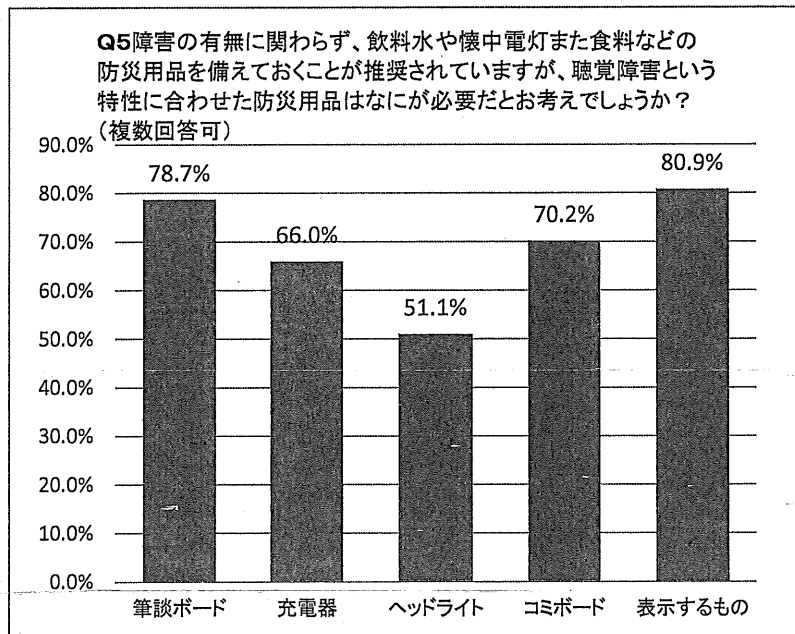
配布の方法

- 65歳以上の一人暮らしの方、寝たきりの方は民生委員児童委員を通じて配布しています。
- その他の方については、本人または家族等の申請により本庁、三輪崎支所、高田支所、熊野川行政局において配布します。
- 申請には、障害者手帳、特定疾患受給者証を持参してください。

【問い合わせ先】

- | | |
|----------------------|----------------------------------|
| 65歳以上の高齢者 | 新宮市役所 健康長寿課
TEL 23-3333 内線200 |
| 65歳未満の障がいのある方 | 新宮市役所 福祉課
TEL 23-3333 内線383 |
| 65歳未満の特定疾患受給者証をお持ちの方 | 新宮市保健センター
TEL 23-4511 |

県名	5. 防災用品で必要なのは				
	筆談ボード	充電器	ヘッドライト	コミボード	表示するもの
北海道	○		○	○	
青森	○	○		○	○
岩手	-	-	-	-	-
宮城	○	○	○	○	○
秋田	○	○	○	○	○
山形		○		○	○
福島	○	○	○	○	○
茨城	○	○	○	○	○
栃木	○	○	○		○
群馬	○	○			○
埼玉					○
千葉	○		○	○	○
東京		○			○
神奈川	○	○			○
山梨	○	○	○	○	○
新潟	○	○	○	○	○
長野	○	○	○	○	○
富山	○			○	○
石川	○	○	○	○	○
福井	○				○
岐阜	○			○	○
静岡	○	○		○	○
愛知	○	○	○	○	○
三重	○	○			
滋賀	○	○	○	○	○
京都	-	-	-	-	-
大阪				○	○
兵庫	○	○		○	○
奈良	○	○	○	○	○
和歌山	○	○		○	○
鳥取	○		○	○	○
島根	○	○	○	○	○
岡山	○	○	○	○	○
広島	-	-	-	-	-
山口	○	○		○	○
徳島	○	○	○	○	○
香川	○	○	○	○	○
愛媛	○			○	○
高知	○		○	○	
福岡	-	-	-	-	-
佐賀	-	-	-	-	-
長崎	○	○	○	○	○
熊本	○	○	○	○	○
大分	-	-	-	-	-
宮崎	○	○	○	○	○
鹿児島	○	○	○	○	○
沖縄	○	○		○	○

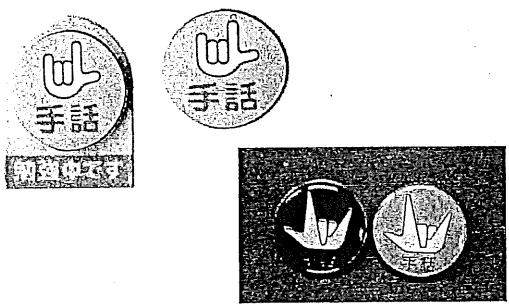


※ - は未検討、等の理由で回答がなかったもの

県名	5. 防災用品で必要なもの(その他)及びその他の意見
北海道	笛、ミニライト、バンダナ、災害アプリ等を紹介してほしい
岩手	まだ話し合いをしていない
宮城	笛。 避難所に掲示できるものがあれば通訳、サークルの人たちも探しやすい市、聴覚障害当事者も周りに人にわかってもらいやすい。 例【私は耳が聞こえません。何か情報があつたら知らせてください(書いてください)】のようなものを隣の人と分けるためのダンボールの仕切りに貼っておく。
茨城	(重複障害や動けない年寄りも含む)自力では難しいと思う聴覚障害者は、水や電気がストップされてからある程度の時間がたつと市役所の福祉課などにお知らせが行くようなシステムがあるといいなと思う
栃木	自分の居場所をしますための音の鳴るもの(例:ベル、鈴等)
群馬	連盟が聴覚障害者用防災グッズとして販売があるといいと思います。 例)聴覚障害者用の災害リュック瀬戸(笛・携帯型筆談ボード、聴覚障害者であることを表示するもの(ベスト、バンダナ、腕章など)統一で活用しやすいと思います。
千葉	①通訳者だとわかる目印の付いた帽子(人混みの中でどこにいるのか一目でわかるため) ②小さな(コンパクトな)ホワイトボード(雨が降っても筆談できるため) ③万能でぬぐい(様々な用途に使うことができる。例:視野が狭く見えないとき手綱として/ケガをしたとき包帯のかわり/何か目印のものをつけて頭に巻く(人混みの中で見つけるため)
東京	ストラップタイプの笛。 (充電器についての補足)ワンセグTVを受信できる携帯が有効だが、バッテリーの消耗が激しいため。 衛星からの通信を受信できるモバイルツール。 広域にわたる震災では「衛星からの情報+それを受信できるバッテリー内蔵モバイルツール」が最も早く情報を得ることができると思われる。
神奈川	笛とライトをセットにしたSOSライト、補聴器用電池
新潟	ホイッスルなどの音を出して助けを呼べるもの/目で見えるラジオの貸出/安否確認、情報収集のためのスマートフォンの貸出
富山	今のところ特にない
静岡	目で見えるラジオ(文字放送)
愛知	春日井ライオンズクラブよりバンダナ(耳が聞こえません・手話ができます)を提供してもらい、これをつけて防災訓練に参加しました。
三重	・折りたたみライト(床や机に置くタイプ) ・「聴覚障害者」と分かるように「聴覚障害者」とロゴが入った防災用具が入る袋。 ※いざというときは、その袋がバンダナかまたは「聴覚障害者」と分かるように身につけられるように。(携帯充電器・笛・筆記用具が入れられるような大きさであること)
滋賀	有線ラジオの代わりに字幕によるラジオがあれば情報を確実に得られるかと思います
京都	最近地域本を設けたばかりでこれから取り組む予定です
兵庫	伝言カード(避難所用会話、SOSカードなど)/救急会話カード(緊急時けがなどがあつた場合)/ 聴覚障害者用ピブスまたはベスト(聴覚障害者であることをわかるように)/ サバイバルブランケット(防暑着、防寒着など多目的のシート)/LED付き笛(下敷きされた場合)
奈良	【防災用品で必要なもの(その他)】 ①補聴器・人工内耳等聞こえの補助機器用電池 ②蛍光の耳マークの腕章 ③笛 ④聴覚障害者支援者であることを示すもの 例:「書いて伝えますよ」「筆談します」など ※「要約筆記」「聞こえのサポーター」では意味が分からないのでは?という声あり。 ⑤緊急時は書けないこともあると思うので、案内や注意など決まった言葉が書かれたボードなど。 ⑥手話通訳用のゼッケンのようなもので、リュックとしても使えるものがあれば良い。別に持ち物があると両手を自由に使えないので。 ⑦防犯ブザーのように、瓦礫の下敷きになっても存在を知らせることができるようなもの。 【その他意見】 ●タブレット(持ちやすいため) ●災害の発生や避難の呼びかけを聴覚障害者に伝える、防災無線に代わる文字情報機器など。 ●防災グッズと言えるか分からないが、被災した後の流れ(自分の動き)が分かるような案内など。 ◆防災グッズではありませんが、避難所であれば良いと思うもの。 ①情報を得られやすくするため、大きな文字板などを使つての表示方法に工夫があればよいと思います。 ②食事や水の配給など様々な情報が流れると思うので、決まった場所に大きなボードを置き、情報の全てを書いておけば聴覚障害者が常に利用できる。 ③避難所では、様々な情報が流れるので、専用ブースを作りそこに行けば常に新しい情報が分かるようにする。 ④地域の避難所と福祉避難所を映像で結ぶものがあれば良い。家族や友人同士、手話で話しができる。 ※iPadやスマホなどで便利なコミュニケーショングッズ(ソフト)が使えるようになってきている。これらを災害時に活用できるように準備し、電源の確保にも工夫がほしい

島根	ホイッスル
岡山	他県の状況で防災グッズを実際に配布した例があればどのように配布されたのか聞きたい。岡山としても行政への働きかけをしたい
広島	表示するものはベスト(ビズス)が最適だと思う。バンダナ、腕章はわかりにくい。 懐中電灯はランタンのように361度あかるくするものがよい。 避難時はスポットライト型懐中電灯、避難所ではランタン型懐中電灯
山口	・笛または警笛音の出せるもの。ペンライト(LED)懐中電灯より小型で明るい。 ・避難生活が長期化となることも考え、福祉避難所の一部に相談支援できる場所の確保ができれば、表示するもの(旗や簡易テント、支援者が着用するもの)があればよいです。 また防災頭巾と言ってバスタオルの中に下着や洗顔品、保険証のコピーなど、3日くらい避難生活に必要な身の回り品を入れて縫い込み頭巾のように手ぬぐいを準備しておくのもよいと思います。 ・火災報知機(眠っていても体に感じるもの・屋内信号装置に連動するもの)
徳島	手話通訳者であることを表示するもの、補聴器の電池予備
香川	笛など音をだすもの(笛付ヘルメット)
高知	手話通訳者であることを表示するもの、補聴器の電池予備 災害時でなくても普段から街の中にいる人の誰かが手話ができるか?という目印になるもの、 例:大分協会やJALが付けているバッジが効果的かもしれません。
佐賀	筆談のできるメモ、ペン 災害避難時の場に視覚的な情報機器などを災害後早期に設置できるシステムがあればよい。 佐賀県でも来年貼るに情報提供施設が設置されるので今後はそこを拠点として幅広い支援ができるよう取り組んでいく予定
長崎	グッズも大切だが警察、救急隊員等、防災時に重要な役を担う方々には、障害の基本を学んでもらい対応できる技術も身につけてほしい。グッズもコンパクト化したものが身につけてしまわないと思う。
長崎	ヘッドライト(赤、信灯、サイレン)があればと思う。 クチンオ形が見えないマスクは特に困る。口の形の見えるマスクがあればと思う。 靴を見て聴覚障害者とわかるようなもの。避難先などで把握できる。
長崎	配布したバンダナは首に巻くには53×54と少し小さかった。もう少し大きなバンダナでないとせっかくの文字が見えにくいのが残念
熊本	できれば手話通訳者等の派遣、設置。 聴覚障害者が困ると思われるものに夜間、暗くて音声のすることも方向もわかりませんから電光板文字または蛍光灯などで表示するものがあれば助かる。また夜間「聴覚障害者」と認知できるものとして蛍光があるたずきもよいのではないかと思う
大分	1、笛 2、パーベキュー 3、コンロ 4、タオル 5、懐中電灯 6、水筒 7、水 8、毛布 9、合図君 10、ベスト 11、カセット 12、ライト13、ヘルメット 14、メモ 15、食事 17、乾電池
鹿児島	(株)ナカネ(足立区)のカタログが届いています。消防火災用品です。そのようなものがあればいいと思いました。
沖縄	iPad/周囲の人の気配や者の動きがわかるようなレーダーみたいな機器(耳の替わりに目でキャッチできるものあるいは機器) 電源がきれても人工衛星を活用できる機器(通信機器・遠隔映像機器等)

【5. 参考】

<p>高知協会より大分協会やJALでつけているバッジがよいのではという意見あり</p> <p>参考</p> 	<p>鹿児島より<株式会社ナカネ>のカタログが参考になるとの意見。 (取り寄せてあります)</p> <p>参考</p>
---	---

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の概要

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

災害対策基本法の一部改正により、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられたことを受け、市町村を対象に、その事務に係る取組方法等を指針として示したもの。

<構成と主な内容>

第 I 部 改正災対法に基づき取り組む必要がある事項

第 1 全体計画・地域防災計画の策定

避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、下位計画として全体計画を定めること。

第 2 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 要配慮者の把握

関係部局等が把握している要介護高齢者や障害者等の情報を把握すること。



(2) 避難行動要支援者名簿の作成

要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成すること。

(要件からもれた者も、自ら名簿への掲載を求めることができること)

(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有すること。



(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

- ・市町村担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接働きかけることにより、平常時から、名簿情報を広く支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行うこと。
- ・情報管理を図るよう必要な措置を講じること。(当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する、施錠可能な場所での保管の徹底、必要以上に複製しない、研修会の開催等)

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の概要

第3 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

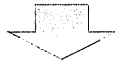
(1) 避難のための情報伝達

防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害の区分等に配慮し、多様な手段を用いて情報伝達を行うこと。
(聴覚障害者用情報受信装置、受信メールを読み上げる携帯電話等)



(2) 避難行動要支援者の避難支援

- ・ 平常時から名簿情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うこと。
- ・ 避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意すること。
- ・ 平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めること。



(3) 避難行動要支援者の安否確認の実施

- ・ 安否確認を行う際に、避難行動要支援者名簿を有効に活用すること。
- ・ 安否確認を外部（民間企業、福祉事業者）に委託するときには、災害発生前に協定を結んでおくこと。



(4) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、避難場所から避難所への運送を行うこと。

第Ⅱ部 さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項

第4 個別計画の策定

地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村又はコーディネーター（民生委員等）が中心となって、避難行動要支援者と打合せ、具体的な避難方法等についての個別計画を策定すること。

第5 避難行動支援に係る地域の共助力の向上

地域の特性や実情を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関同士が連携して、

- ・ 高齢者や障害者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災関係者に対する地域の防災力を高めるための研修を行うこと
- ・ 民間団体等（民間企業、ボランティア団体等）との連携を図るとともに、防災訓練により、情報伝達や避難支援が実際に機能するか点検すること

などを適切に取り組むこと

聴覚障害者災害救援中央本部 災害に関わる活動マニュアル

1. 目的

本マニュアルは災害発生等緊急時における初動対応及び備えについて、あらかじめ定め、速やかに救援体制を図り、聴覚障害者災害救援中央本部（以下、中央本部）が聴覚障害者災害救援対策本部の設置・運営を的確かつ適切に実施できるようにすることを目的に定める。

中央本部構成団体

- ・一般財団法人全日本ろうあ連盟（以下、連盟）
- ・一般社団法人全国手話通訳問題研究会（以下、全通研）
- ・一般社団法人日本手話通訳士協会（以下、士協会）

2. マニュアルの作成

平常時から災害発生後、被災者支援のための活動を開始するまでの間に関するマニュアルを下記の通り定める。

(1) 「聴覚障害者災害救援対策本部」設置マニュアル

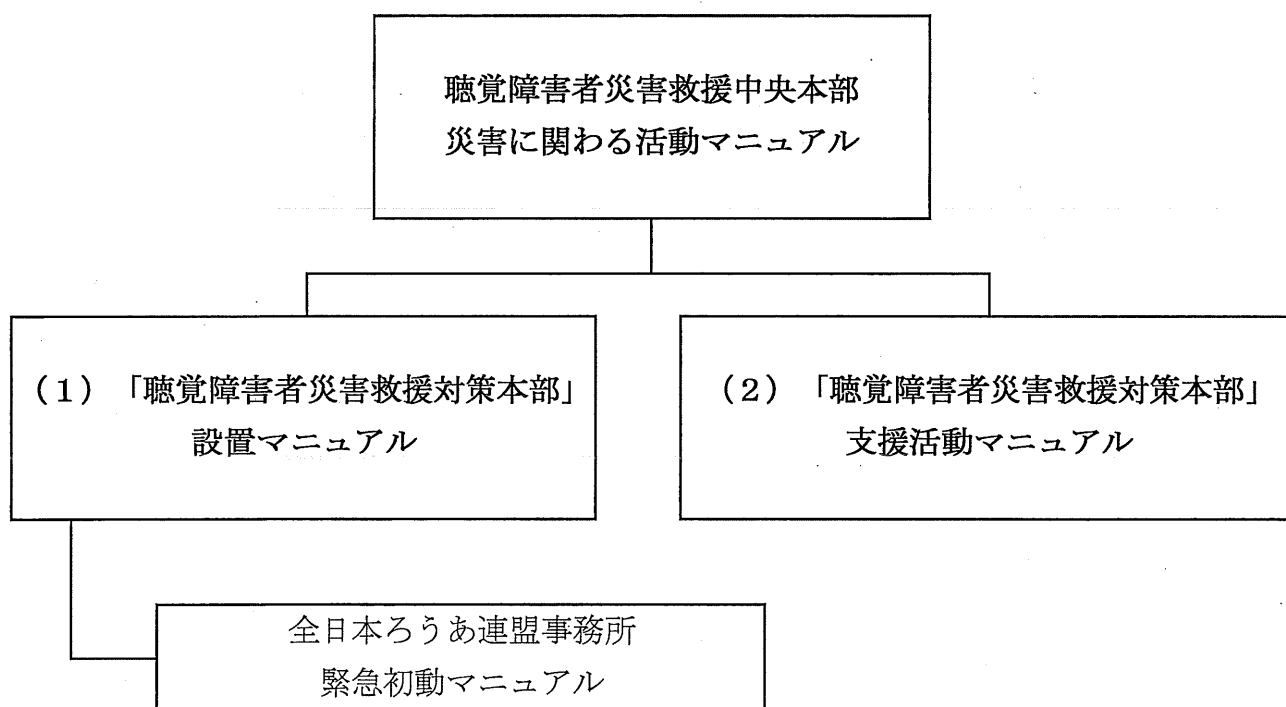
災害が発生した際の取り組みから聴覚障害者災害救援対策本部の設置までを規定し、本部の立ち上げを円滑に行えるようにする。

(2) 「聴覚障害者災害救援対策本部」支援活動マニュアル

聴覚障害者災害救援対策本部の構成と役割を規定し、被災者への支援活動をスムーズに行えるようにする。

マニュアルに記載する組織名は以下の通りとする。（「守ろうLife」より）

- 聴覚障害者災害救援対策本部（以下、災害対策本部㉞）
- 聴覚障害者災害救援現地本部（以下「被災現地本部㉟」）… 被災都道府県の聴覚障害者の救援本部
- 聴覚障害者災害救援地域本部（以下「地域本部㊱」）……… 被災地外都道府県の聴覚障害者の救援本部



3. 災害発生前の準備

幅広く支援活動を行うために、災害対策本部⑦の構成団体は、災害がおきたときに支援活動の中心となる中央本部の他に、支援活動をとともに行える協力団体で構成する。

- (1) 災害時に連絡を取りあえるよう、役割や連絡の手順を定めた〇〇対策本部災害時対応マニュアルの整備・検証を行う。
- (2) 災害対策本部⑦の運営にかかる費用の確保について、安否確認など初動対応に必要な機器や事務用品、交通費など短期的な支出、平常時からの訓練や活動にかかる長期的な支出などの支出計画をたてて、運営費の確保に努める。
- (3) 災害がおきたときに安否確認や支援活動がスムーズに行えるよう、災害対策本部⑦を設置後一般に広く周知しておくとともに、行政や関係機関との連携づくりを働きかける。

(1) 「聴覚障害者災害救援対策本部」

設置マニュアル

1. 目的

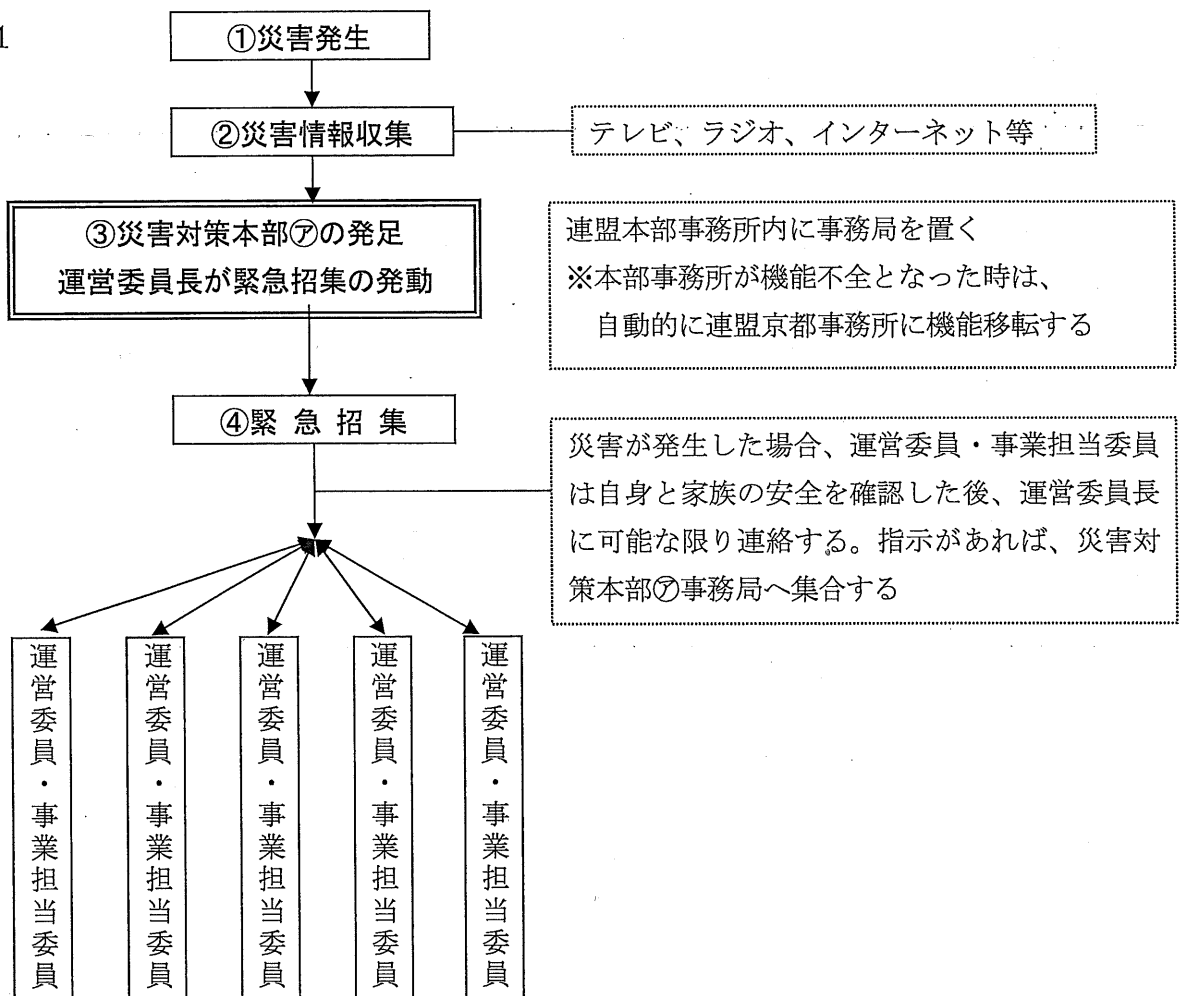
本マニュアルは災害発生等緊急時における初動対応についてあらかじめ定め、速やかに救援体制を図り、聴覚障害者災害救援中央本部（以下、中央本部）は聴覚障害者災害救援対策本部（以下、災害対策本部⑦）の設置を的確かつ適切に実施できるためのものとする。

2. 適用範囲

安否確認、情報収集等、災害発生後2～3日の初動を想定
(災害発生から災害対策本部⑦の設置までの期間を本マニュアルの対象とする)

3. 発生時の初動

図1



【①緊急招集発動基準】

想定する災害等の規模

(1) 全国の震度6以上の地震

<参考>

- ・東京都防災：「首都直下地震等による東京の被害想定—概要版—」

http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/tmg/pdf/assumption_h24outline.pdf

- ・内閣府：南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku_wg/

(2) 上記(1)の他、暴風、豪雨、津波、噴火その他の異常な自然現象により広範囲にわたる人命、社会生活に多大な被害を及ぼす災害

(3) 国が災害救助法を発動した時

(適用基準は、災害救助法施行令第1条に定められている。)

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22SE225.html>)

【②災害情報収集と災害対策本部⑦の発足】

中央本部運営委員長・事務局長は、上記【①災害発生】(1)もしくは(2)の事象が発生した時はテレビ、ラジオ、インターネット等で確認し、情報を収集し、図2の警戒体制配備基準に沿って、状況に応じて事務所内配備(1号配備あるいは災害対策本部⑦の配備(2号、3号配備))で対応する。

国が災害救助法を発動した災害である場合、中央本部運営委員長は中央本部運営委員の安否を確認して緊急招集を発動し、中央本部運営委員会のもと、災害対策本部⑦を設置する。

図2 警戒体制配備基準

		配備基準	配備内容
事務所内配備	1	<p>【地震災害】</p> <p>① 国内で震度5強の地震が観測されたとき。</p> <p>② 地震被害が発生、又は発生が予想され、事務局長が必要と認めたとき。</p> <p>③ 事務局長が、特別警戒が必要と認めたとき。</p> <p>【風水害等】</p> <p>④ 暴風・大雨警報、洪水警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき、又は小規模の災害が発生したときで、事務局長が必要と認めたとき。</p>	<p>《警戒体勢》</p> <p>職員で、被害情報等の収集を実施する。情報収集の状況により、下記体勢に移行し、速やかに災害対策本部を立ち上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒及び現地確認 ・加盟団体への周知 ・構成団体への連絡 ・応急対策
	2	<p>【地震災害】</p> <p>① 国内で震度6以上の地震が観測されたとき。</p> <p>② 広範囲にわたり地震被害が発生、又は発生が予想され、事務局長が必要と認めたとき。</p> <p>【風水害等】</p> <p>② 大規模災害の発生が予想されるとき、又は広範囲にわたり被害の発生が予想されるときで、事務局長が必要と認めたとき。</p>	<p>《災害対策本部⑦招集》</p> <p>職員で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域内状況の情報収集等 ② 避難誘導 ③ 関係機関等への連絡 ④ 住民への広報 ⑤ 応急対策 ⑥ 応援要請 <p>を実施できる態勢とする。</p>
	3	<p>【地震災害・風水害等共通】</p> <p>○大規模災害が発生し、又は広範囲にわたり被害が発生したときで、委員長が必要と認めたとき。</p>	<p>《災害対策本部⑦招集》</p> <p>組織の全力を挙げて、全職員が応急対策を実施する。</p>

【③緊急招集】

震度6以上の地震が発生した場合、中央本部運営委員は身の安全と家族の安全を確認した後、中央本部運営委員長に可能な方法で連絡し、指示があれば必要に応じて災害対策本部⑦事務局へ集合する。

災害対策本部⑦事務局は連盟本部事務所内に置く。ただし、連盟本部事務所が機能

不全
とな
った
場合
は、
連盟
京都

- ・災害対策本部⑦事務局を連盟本部事務所に置く場合の招集の優先順位
在京または首都圏の、運営委員長、副運営委員長、中央本部運営委員、
構成団体役員・正職員
- ・災害対策本部⑦事務局を連盟京都事務所に置く場合の所招集の優先順位
在洛または関西圏の、運営委員長、副運営委員長、中央本部運営委員、
構成団体役員・正職員

事務所に自動的に機能移転する。

【④災害対策本部⑦の通知】

中央本部長は「災害対策本部⑦」を正式に発足させ、直ちに被災現地本部・地域本部・関連団体に通知する。

参考⑥

※現在整備中

全日本ろうあ連盟事務所 緊急初動マニュアル (案)

1. 目的

災害発生等緊急時における一般財団法人全日本ろうあ連盟事務所（本部事務所、京都事務所）職員の初動対応について定め、速やかに救援体制を図る。

2. 適用範囲

安否確認、情報収集等、発生後2～3日を想定

3. 想定する災害等の規模

(1) 全国の震度5強以上の地震（被害想定は、東京湾北部地震M7.3を想定）

・東京都防災：「首都直下地震等による東京の被害想定—概要版—」

http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/tmg/pdf/assumption_h24outline.pdf

・内閣府：南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku_wg/

(2) 上記(1)の他、暴風、豪雨、津波、噴火その他の異常な自然現象により広範囲にわたる人命、社会生活に多大な被害を及ぼす災害

(3) 警戒体勢

「聴覚障害者災害救援対策本部」設置マニュアル掲載の図2 警戒体制配備基準に沿って、状況に応じて事務所内配備（1号配備あるいは災害対策本部⑦配備（2号、3号配備））で対応する。

4. 初動方法

(1) 事務所所在地での災害対応

	項目	勤務時間中の災害	休日・夜間の災害
1	事務所 職員の 安否確認	①事務所職員の安全確保 ②事務所及び近辺の安全確認 ③三役への報告 ※アルバイト職員は安全確認の上、 帰宅または事務所内待機か所長判断 による指示を行う	①事務所職員の安否確認 ②連絡体制 (別紙「緊急連絡網」による) ③三役へ報告(所長または次長) ④安全確認の上で職員が事務所に 出勤(優先順位: 1 所長、2 次長 3 職員 ※アルバイト職員は出勤対象 としない)
2	本部事務 所が被災 した場合	① 所長→三役へ事務所の被害状況の報告 ② 三役: 聴覚障害者災害救援対策本部事務局機能の可否について協議。 本部事務所における事務局機能の存続が難しい場合は、京都事 務所に機能を移す。	

安全確認については入居ビル管理人、オーナーとも情報交換を行う。

(2) 事務所所在地以外の災害対応

	項目	初動方法
1	被害状況の情 報収集	① 一般的な情報収集(テレビ・新聞・インターネット等) ② ブロック長・加盟団体長に依頼→地域の被害状況、 会員の安否確認 ③ 構成団体(全通研・士協会)の被害状況の確認 ④ 構成団体(全通研・士協会)の対応確認 ⑤ 行政機関等(厚労省等)の対応確認 ⑥ 情報収集結果を三役・役員へ報告 ⑦ 加盟団体、関係団体へ必要に応じて情報提供
2	災害対策本部 の設置	① 構成団体と協議し、災害対策本部の設置 ② 被災地の災害対策地域本部の立ち上げ支援
3	その他 対応方針につ いて	① 必要に応じて三役協議 ② 役員による協議 ③ 事務所への指示・理事会への報告

(2) 連盟本部事務所から京都事務所へ機能移転する時の手配

- ・機能移転時にメールアドレスの変更が必要になる場合は、京都のFAX番号と共に、関係各所に周知する。
- ・京都事務所のサーバーに本部事務所のデータを転送する。(方法は未定)
 - ・Fileserverをレンタルサーバーops等にバックアップ
→機能移転時に京都でリストア。

5. 本部事務所内行動ガイドライン

★：平常時に整備が必要な項目

(1) 職員招集

①事務所所在地周辺で震度6弱以上の地震が発生した場合、職員は身の安全と家族の安全を確認した後、指示が無くても次長と所長に可能な方法で連絡し指示があれば必要に応じて事務所へ集合する。

- ・震度6弱以上では必ず建築物に被害があり、死亡者も出る
- ・震度5以上では交通網に被害が出るので長時間ストップが予想される
- ・震度4以上になると交通機関はすべてストップするが安全確認後は運行を再開する

②震度5強以下でも所長指示（または三役協議により）により出所を指示することがある。

- ・集合は徒歩又は自転車によることになる。
- ・自転車は路上に釘やガラス片が散乱しているのでパンクする恐れがある。
その場合は自転車を放置し徒歩で参集するのもしやむを得ない。

③事務所が倒壊等の被害により入れない状況にあるときは、玄関に二次集合場所を掲示し、一時避難所である東京都立新宿山吹高校、あるいは広域避難所である早稲田大学に集合する。

(2) 職員間連絡

①災害発生当日、出所の可否を事前に周知された専用アドレスまたはLINEに速やかに連絡する。

専用アドレスは個別に周知し、混乱を避けるため一般公開はしない。

②所長が被害に遭われて動けない場合は、次長が代行する。次長も動けない場合は、LINE等を通して動ける職員を確認の上、代行者を設定し、災害対応にあたる。

③本部事務所・京都事務所どちらでも災害対策本部を立ち上げることが出来るよう、
・京都事務所に災害対策本部を立てることになった場合は、設置したレンタルサーバーの専用メールアドレスに、災害等に関する報告など寄せられる情報を自動転送するシステムを構築する。★

例えば、info@jfd.or.jpの転送先を京都事務所アドレスに切り替える。

- ・メールアドレスの転送先を自動的に切り替えることが出来なかった場合は、連盟、災害中央本部のために充てるプロバイダ等の窓口になるアドレスを関係者に周知すると同時に、両事務所の所長・職員に連絡し、FAX、メールの運用継続に問題がないことを確認する。

(3) 到着者の業務

①到着まで

- ・初動で出所する際は、事前配布するヘルメットを着用の上、到着までに消費する分の食料と飲料水、軍手を持参し、歩きやすい靴を履くこと(災害地では、路面

に釘やガラスが散乱して危険なため、底が固い靴が良い)

※ヘルメット、作業時の食料・飲食品・トイレ用品等の備蓄方法については別途定める。

- ・出所可能職員に、事前に事務所の鍵の開け方を周知しておく★

②室内の片づけ

- ・最初の到着者は、まず室内状況の把握と安全の確認。(特に余震対策を)
特に、ブレーカーとガスの確認を行う。(ガスは安全が確認されるまで止めることが望ましい)
- ・室内へ入る際は余震による落下物で怪我をしないよう、ヘルメットと軍手着用。
[注意] 余震によってさらに倒壊しないか確認する
- ・連絡用機材の確認と整備
→まず、配線が切れたりして漏電が起きていないか十分に視認する。
次に、FAXや電話機、パソコンは使えるかを確認。
- ・連絡を取るために最低必要なスペースを確保する
→各PC等電子機器周辺を片づけ、使えるようにする
- ・室内は家具や資材が散乱しているので、片づけるには相当の人手を必要とするが、とりあえず情報収集に必要な範囲だけ片づける
- ・人数が増えてから、倒れている家具を起こし、散乱している書類を整理する

③自家発電(があるかどうか管理人に確認★)

- ・停電の場合は直ちに管理人に確認し発電エンジンを準備し稼働させる
- ・100W程度の電球1個とFAX・ルーター・パソコンが使える程度の電力は確保できるかどうか、最小限必要な出力ワット数を確認し、これを上回る電力供給が出来ることを確認する。
- ・エンジンを使う発電機の場合
 - ・事前に発電エンジンの操作研修(役員・職員全員)★
 - ・ガソリンの保管(方法は消防庁確認)、補給方法の検討★
 - ・自家発電エンジンは室内ではなく各階エレベーターホールに置き、換気を十分に行う。(CO₂対策、吸排気ダクトを窓外に出す。)
- ・エコな対策として、エアロバイク発電機等の導入も考える。★
 - ・本部事務所が被災し、かつ、手回し発電機等では、災害対策本部の運営維持が難しいと判断した場合は、京都事務所への機能移転に全力を注ぐ。

④受信FAX・メールの確認

- ・電話回線・FAX回線・インターネット回線が活性化しているか確認
- ・役員など要員からの出所連絡確認
- ・出所可能人員の把握・書き出し(共通認識のため)

⑤情報収集

- ・テレビ・ラジオによる情報収集を行う
- ・京都事務所、国、都からの公式情報の受信(メール・FAX・電話)について

- ・受信した必要な情報を加盟団体等に配信する。→例えば〇〇地域は危険等
- ・事前に必要な内容とは何かを列挙して厚労省、都と打ち合わせておく★
- ・公式発表受信ルートの設定★
- ・電話・FAX・インターネット（Eメール）・CS・無線等による情報収集地震の規模・被災地の範囲・被災の程度などを確認する。
- ・役員レベルで非常時のパソコンシステム操作の習熟、マニュアル化をはかる★
- ・加盟団体から、被災状況と人的な損害についての報告を集め整理する
- ・加盟団体は災害発生後なるべく早く被害状況、特に人的被害の状況を連盟へ報告するようお願いしておく★
- ・「安否情報・被災状況確認用報告用紙」のようなものを作成し加盟団体へデータで配付しておく。★
 - ・人的な被害（安否情報）＝死者、重軽傷の別、氏名・年齢・性別（名簿使用）
 - ・物的な損害（被災状況）＝建物・家財
- ・情報の中から行政等への要望事項を抜き出してまとめる

⑥情報発信

集まった被害状況をまとめ、加盟団体あてに情報提供する

⑦備蓄

災害発生時に災害対策本部を設置するまでの間必要となる備蓄用品を別紙の通り定め、いつでも使えるように管理する。

6. 京都事務所内行動ガイドライン

★：平常時に整備が必要な項目

未整備

別紙 本部事務所 災害用品備蓄リスト

『守ろうLIFE』P18 <聴覚障害者災害救援現地本部の備品>を参考に本部事務所職員に対する防災備蓄を検討した。

本部事務所の総人員を20名、外出・休等で7割程度14名が在室することを想定。

必要数は、予算や保管場所は勘案していない。

<参考>

水 2リットル入 長期（5年保存）できるもの

価格は、概ね1本250～300円くらい。

販売単位は、調べた限りでは1本売もしくは1ケース（6本）売り

⇒ 長期保管前提なので、ケースに入っている方が保管しやすいと思われる。

1本（20）@1日×3日分×14名分=42本（7ケース）

約250円×42本 = 約15,000円

食料 缶詰系はゴミが出るし、臭いも残るので、乾パン、ビスケット等を想定

「大塚製薬・カロリーメイト ロングライフ」

1箱60個（1個2本）入り。1本は100カロリー。

企業等の備蓄用の製品。基本的に60個単位で受注販売。

メーカーによると、価格の目安は1箱7560円（大量だと割引有）

調べた範囲で底値はアスクル = 7200円

賞味期限40ヶ月。味は好みに分かれるが、製薬会社がつけている栄養補助食品であり、品質は信頼できる。

1日必要カロリー約2000カロリー⇒10本

10本@1日×3日分×14名分=420本（14箱）

⇒100,800円

ただし、3日間全てカロリーメイトでは厳しいので、3日分の場合は他のものと組み合わせる必要あり。

夏は塩も備蓄したい。冬は温かくなるもの。温かい非常食セットが必要。

	品名	必要数	在庫数	不足数	備考	
備蓄として保管、平常時は使用しないもの	飲料水(3日分)	42	0	42	1本(2ℓ)@1日×3日分×14名分 =42本(7ケース)	
	食料(3日分)		0		別シート参照	
	ヘルメット	14	3	11		
	寝袋	14	2	12		
	充電機能付 懐中電灯	1	0	1	電池式のもの複数あり	
	電池	各10	0※		平時に使用のしている在庫は多数あり	
	非常用携帯電話 充電器	15	0	15	連盟携帯用に1、個人の携帯用に14	
	無停電電源装置	?	0		SKビルに自家発電はなし。 価格を考えればなくてもよいかと	
	カセットコンロ	1	0	1		
	カセットコンロ用 ガスボンベ	3	0	3	3本セットで販売しているのが多いため	
	紙食器(コップ・皿)、 割り箸	各30	少し		別途、(紙ではない)皿やカップ等、 平時使用のものが多数有	
	ラップ等	3	0		別途、平時使用のものあり	
	非常用トイレ	150 回分	0		飲食自体が少ないので、 3回@1日×3日分×14=126	
	トイレトーパー	1セット	0		24ロール入り。1人1ロールで よいと思うが、用途が広い	
	女性用衛生用品	1	0			
	災害マニュアル					
	ブギーボード(筆談用具)					
	サバイバルシート					
	アルミ温熱シート					
	カイロ					
	非常用持ち出し袋	3	3	0		
	中身	ヘッドライト	3	3	0	単4電池3本使用 最大240時間使用可
		レインポンチョ	3	3	0	
救急セット		3	3	0	綿・包帯・ハサミ・ピンセット・カットパン 等。 別に平時使用のもの有	
懐中電灯		3	3	0	単1電池4本使用	
非常用 給水袋		3	3	0	4リットル	

		万能ハサミ	3	3	0	缶切り等
		バスタオル	3	3	0	
		Tシャツ	3	3	0	フリーサイズ
		軍手	3	3	0	
		タオル	3	3	0	
		スリッパ	3	3	0	
		さらし	3	3	0	
		液体ローソク	3	3	0	マッチ付・40時間使用可
		AMラジオ	3	3	0	短3電池2本
備蓄以外で本部事務所備品等で平常時使用、災害時にも利用できるもの		テレビ、アイドル		1		
		FAX・電話		複数		電話16台、FAX1台。 回線は使用していないものも含めて5
		携帯電話・充電器		1		
		パソコン		約30		ノート含む
		プリンター・コピー機		4		
		デジタルカメラ		3		
		ビデオカメラ		2		
		時計		5		
		机・椅子		複数		
		ホワイトボード		2		
		事務用品		多数		
		電池		多数		
		プロジェクター		2		
		延長コード		約10		
		懐中電灯		2		ただし全て電池式。
		救急箱		1		事務所常備のものが1
		軍手		多数		
		ひざかけ		3		別に、複数職員が私物所持
		ガムテープ・養生テープ		10本程度		少なくなったら補充
		ティッシュ		5箱程度		少なくなったら補充
	46ℓビニール袋		50枚程度		少なくなったら補充	
	なべ・食器類		多数		寄付等でもらったもの 購入はしていない	
	タオル・ふきん類		10枚程度		寄付等でもらったもの 購入はしていない	
	お菓子類				土産等でもらったものが常時数箱有	
	Q:ビデオチャットできるPCは?					A:WEBカメラは2台あり。 ネット環境にあればOK。

(2) 「聴覚障害者災害救援対策本部」

支援活動マニュアル

1. 災害対策本部⑦の構成と役割

- ・災害対策本部⑦の設置
発災時に被害が最小にとどめられるような場所を、本部の設置場所として確保する。
連盟本部事務所もしくは京都事務所とする。
- ・災害対策本部⑦の運営にかかる費用の確保
中央本部会計から必要な資料を別途確保する。
- ・設置の周知
安否確認や支援活動の後方支援がスムーズに行えるよう、災害対策本部⑦を設置後一般に広く周知するとともに、行政や関係機関との連携づくりを行う。

〈災害対策本部⑦の担当業務〉

(1) 被災現地の被災状況の確認

- ・被災現地本部④と連絡を取り、被災現地の状況を確認し、近隣県の地域本部に被害状況を伝えるとともに、支援活動を要請する。
- ・被災現地本部④と支援活動を行う地域本部⑤と災害対策本部⑦の三者が連携出来るよう、情報共有体制を構築する。

(2) 関係団体との情報交換

- ・関係団体の窓口を相互に確認し連絡体制を構築する。
- ・定期的に連絡を取り、情報を集める

〈主な関係団体(例)〉

- ・関係省庁、地方自治体
- ・JDF、マスコミ等
- ・協力団体(順不同)

東日本大震災のときは15団体。状況によって調整することになる。

- ・特定非営利活動法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会
- ・特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構
- ・全国聴覚障害教職員協議会
- ・日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会
- ・社会福祉法人全国手話研修センター
- ・社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

- ・全国ろうあヘルパー連絡協議会
- ・聴覚障害者の医療に関心をもつ医療関係者のネットワーク
- ・日本財団
- ・社会福祉法人全国盲ろう者協会
- ・全国ろう重複障害者施設連絡協議会
- ・全国高齢聴覚障害者福祉施設協議会
- ・全国盲ろう難聴児施設協議会
- ・全国聾学校長会
- ・特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会

図1：災害対策本部②、被災現地本部①、地域本部③

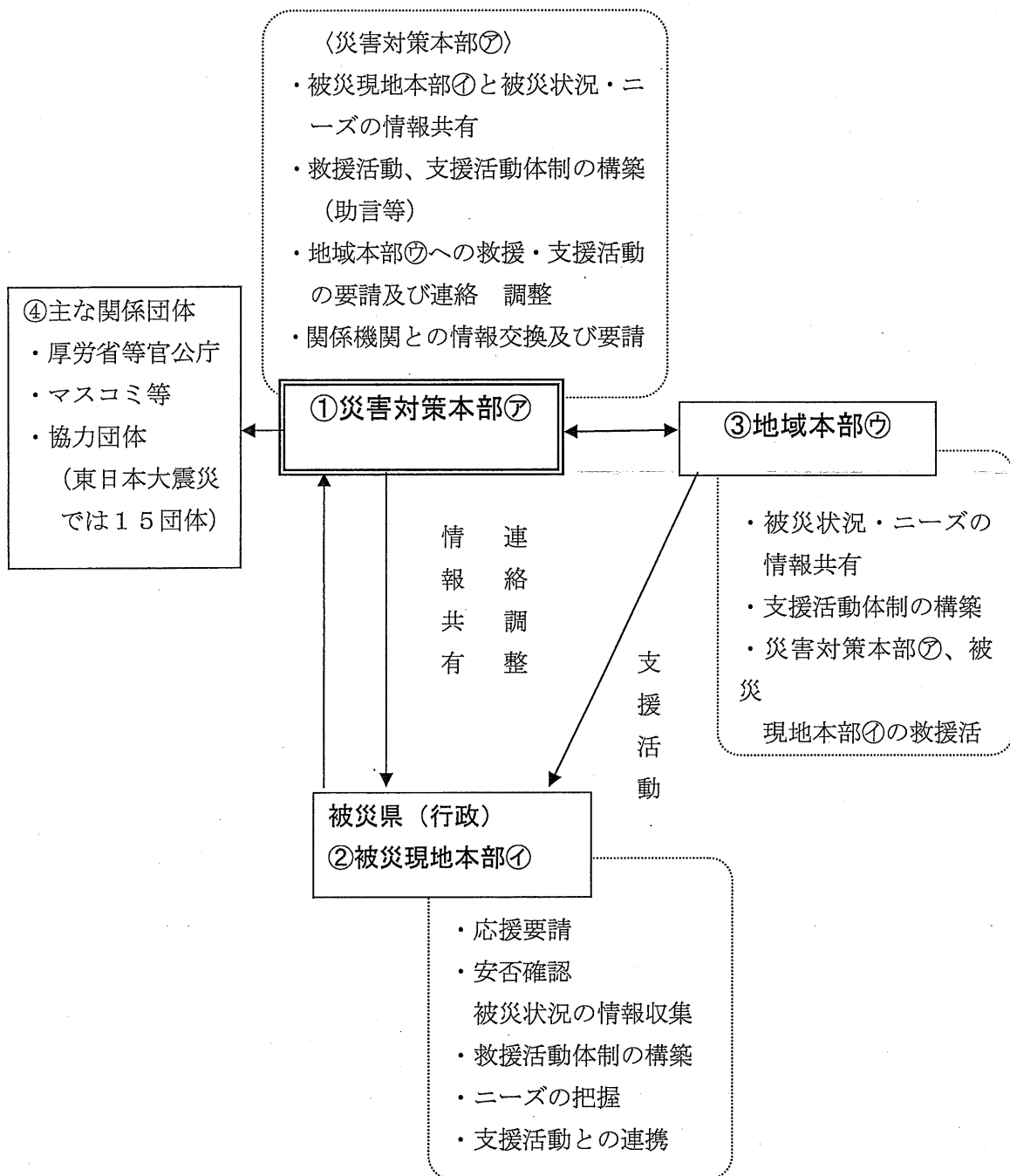
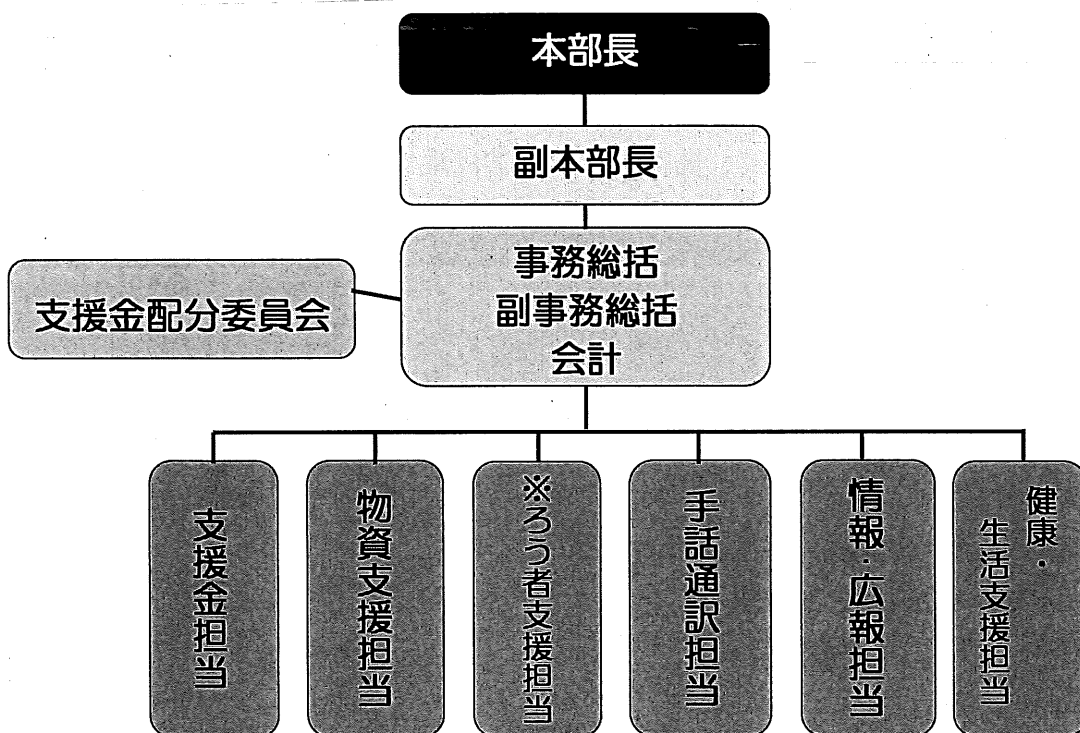


図2： 災害対策本部①の組織図（例）



※ろう者支援担当→ボランティア担当とする。

ボランティアの組織化・受け入れを担当する。

東日本大震災の時に、聴覚障害者に対するボランティアを行いたいとする声があった。また、現地でも、手話の出来るボランティアが家の清掃作業などをしてくれると助かるなどがあげられた。ボランティアの受け入れについては、被災現地本部①の方針に従って行う。

(3) 関係省庁からの情報の伝達

- ・厚労省に、災害時に「手話通訳、要約筆記、ろうあ者相談員の派遣申請」を発信して頂くよう依頼しておく。
- ・連絡体制の確立
- ・欲しい情報の内容をあらかじめ関係省庁に伝える

(4) 全国の地域本部②と被災現地本部①に対する情報発信

- ・集めた情報は内容の大小、軽重を問わず必要なものをメールやネット等様々な媒体でフィード・バックする

(5) テレビ局に対する働きかけ

- ・厚労省からCS障害者放送統一機構「目で聴くテレビ」に情報等材料を提供してもらい「生活情報」を放送できるように体制づくりをする
- ・災害発生時には各放送局で速やかに字幕、手話通訳が付与されるように、また、CS障害者放送統一機構「目で聴くテレビ」がNHKから生活情報の提供を受けられるよう交渉しておく

2. 被災現地本部①の構成と役割

被災現地本部①は、被災状況の把握に努め、救援活動にあたる。必要であれば災害対策本部②に応援要請を行う。これを受けて、災害対策本部②は地域本部③と調整し、必要な支援が的確な時期に的確な場所に行き渡るよう体制を整える。

- ・ 応援要請
- ・ 被災状況の情報収集
- ・ 救援活動体制の構築
- ・ ニーズの把握
- ・ 支援活動との連携

〈被災現地本部①の担当業務〉

(1) 被災現地本部①会員の安否・被災状況の確認

- ・ 被災現地本部①は会員の安否・被災状況を災害対策本部②へ報告する
- ・ 被害状況、安否情報等は問い合わせがあればすぐ答えられるように備える

(2) 安否確認について

情報を集める際は、あらかじめ「安否情報・被災状況確認用紙」を作成し配付しておき、必要事項を記入してメールまたはFAXで集約する。

3. 地域本部③の構成と役割

被災を免れた、また軽微であった近隣県の地域本部③が、災害対策本部②と被災現地本部①と情報を共有し、支援活動を行う体制を整え、支援活動にあたる。

- ・ 被災状況・ニーズの情報共有
- ・ 支援活動体制の構築
- ・ 救援活動との連携

参考 災害対策本部⑦の想定される活動の内容

活動の内容		具体的な活動項目
1. 災害や支援に関する情報の収集と発信	災害や支援に関する情報の収集	<input type="checkbox"/> 被災現地本部④あるいは近隣の地域本部⑤による状況報告 (安否確認結果を含む) <input type="checkbox"/> TV・ラジオ・インターネット・新聞等による情報収集 (被災状況の確認、ライフラインの状況、国・自治体の動き) <input type="checkbox"/> 各構成団体による情報収集 <input type="checkbox"/> 自治体情報の収集 (ライフライン、避難所等、障害者支援の確認) <input type="checkbox"/> 関係団体からの情報収集 <input type="checkbox"/> 被災状況についての現地調査
	災害や支援に関する情報の発信	<input type="checkbox"/> ニュースの作成・配布 <input type="checkbox"/> ホームページへの掲載(動画含む) <input type="checkbox"/> 「目で聴くテレビ」への情報提供 <input type="checkbox"/> メーリングリスト、ブログ、フェイスブック、ツイッター、LINE等の活用 <input type="checkbox"/> 文字・手話による情報発信団体の紹介
2. 被災聴覚障害者のニーズ把握・支援	被災聴覚障害者のニーズ把握	被災現地本部④が主体として実施し、随時災害対策本部⑦に報告、災害対策本部⑦は状況により支援する。 <input type="checkbox"/> 会員のニーズ把握 <input type="checkbox"/> 非会員のニーズ把握(安否確認時等) <input type="checkbox"/> 支援者からの情報提供によるニーズ把握 <input type="checkbox"/> 自治体との連携によるニーズ把握 ①郵送調査 ②訪問調査
	被災聴覚障害者に対する後方支援	<input type="checkbox"/> 相談・ケア班に関わる情報収集と支援手配 <input type="checkbox"/> 聴覚障害者の心のケアに関わる情報収集と支援手配 <input type="checkbox"/> 情報提供等のための集会・学習会の開催 <input type="checkbox"/> イベントの開催(支援活動の周知や被災者ケア等)

<p>3. 被災地自治体（都道府県・市町村）に対する要請</p>	<p>情報保障・コミュニケーション支援</p>	<p>被災現地本部④が主体として実施し、随時災害対策本部⑤に報告、災害対策本部⑤は状況により支援する。</p> <p><input type="checkbox"/>被災自治体への手話通訳者・要約筆記者・聴覚障害者相談員等の設置の要請</p> <p><input type="checkbox"/>避難所での情報保障の要請</p> <p><input type="checkbox"/>公共施設・避難所へのアイ・ドラゴンの設置の要請</p> <p><input type="checkbox"/>生活再建に向けての手続き等におけるコミュニケーション支援の要請</p> <p><input type="checkbox"/>行政窓口のFAX番号・Eメールアドレスの明記の要請</p>
	<p>被災現地本部への情報提供</p>	<p><input type="checkbox"/>身体障害者手帳所持者名簿の開示要請</p> <p><input type="checkbox"/>災害者要援護者名簿の開示要請</p> <p><input type="checkbox"/>情報提供の要請</p> <p><input type="checkbox"/>資金提供の要請</p> <p><input type="checkbox"/>活動拠点の提供・整備の要請</p> <p><input type="checkbox"/>ニーズ調査の要請</p>
<p>4. 国に対する支援要請</p>		<p><input type="checkbox"/>全国自治体への手話通訳・要約筆記・ろうあ相談員の被災地派遣要請に関する発信の依頼</p>
<p>5. 報道機関等への要請・対応</p>		<p><input type="checkbox"/>報道にあたっての聴覚障害者への配慮の要請（字幕・手話の付与）</p> <p><input type="checkbox"/>「目で聴くテレビ」への情報提供</p> <p><input type="checkbox"/>本部活動の周知（TVニュースや新聞記事等での紹介を要請）</p> <p><input type="checkbox"/>報道機関の取材協力</p>
<p>6. 助成団体への申請</p>		<p><input type="checkbox"/>助成金の申請</p> <p><input type="checkbox"/>物資の提供依頼（衣類、食品、通信機器、自動車等）</p>
<p>7. 構成団体内の連絡・調整</p>		<p><input type="checkbox"/>インターネット環境の整備</p> <p><input type="checkbox"/>「本部」用のメーリングリスト等連絡網の作成</p> <p><input type="checkbox"/>定期的な協議</p>
<p>8. 被災現地本部④との連絡・調整</p>		<p><input type="checkbox"/>情報の共有</p> <p><input type="checkbox"/>連絡・協議</p> <p><input type="checkbox"/>支援金の要請</p> <p><input type="checkbox"/>必要物資の要請</p> <p><input type="checkbox"/>支援金の申請受付</p>
<p>9. 関係団体との連絡・調整</p>		<p><input type="checkbox"/>都道府県レベルの身体障害者団体、日本障害フォーラム（JDF）、他の関係団体及び支援団体との情報交換等</p> <p><input type="checkbox"/>要援護者名簿開示団体への情報提供の依頼（社協等）</p>

10. 救援物資の調達・配布	<input type="checkbox"/> 物資のニーズ把握・調達方法の確認 <input type="checkbox"/> 物資の調達・管理（保管場所の確保・出入帳簿の作成） <input type="checkbox"/> 聴覚障害者に必要な物資の配布（補聴器の電池等） <input type="checkbox"/> 配送手段の確保（自動車、バイク、自転車等）				
11. ボランティアの組織化・受け入れ	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="360 360 533 696">ボランティアの種別</td> <td data-bbox="533 360 1406 696"> <input type="checkbox"/> 構成団体会員 <input type="checkbox"/> 現地ボランティアセンターからの派遣 <input type="checkbox"/> 地元学生 <input type="checkbox"/> 被災地域以外からのボランティア <input type="checkbox"/> 「災害対策本部⑦」から派遣するボランティア ※ボランティアの受け入れについては「被災現地本部④」の方針による </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 696 533 1081">ボランティアの受け入れ体制・活動手順</td> <td data-bbox="533 696 1406 1081"> <input type="checkbox"/> ボランティア登録・名簿整理・保険加入の確認 <input type="checkbox"/> ボランティアの移動手段・宿泊場所の確保 <input type="checkbox"/> ボランティアの班編成（リーダー・記録連絡係の配置、必要物資の確認等） <input type="checkbox"/> 1日の活動スケジュールの作成 <input type="checkbox"/> 現地状況、活動内容、心構えの説明 <input type="checkbox"/> 活動報告書の作成、健康チェック <input type="checkbox"/> 引き継ぎ </td> </tr> </table>	ボランティアの種別	<input type="checkbox"/> 構成団体会員 <input type="checkbox"/> 現地ボランティアセンターからの派遣 <input type="checkbox"/> 地元学生 <input type="checkbox"/> 被災地域以外からのボランティア <input type="checkbox"/> 「災害対策本部⑦」から派遣するボランティア ※ボランティアの受け入れについては「被災現地本部④」の方針による	ボランティアの受け入れ体制・活動手順	<input type="checkbox"/> ボランティア登録・名簿整理・保険加入の確認 <input type="checkbox"/> ボランティアの移動手段・宿泊場所の確保 <input type="checkbox"/> ボランティアの班編成（リーダー・記録連絡係の配置、必要物資の確認等） <input type="checkbox"/> 1日の活動スケジュールの作成 <input type="checkbox"/> 現地状況、活動内容、心構えの説明 <input type="checkbox"/> 活動報告書の作成、健康チェック <input type="checkbox"/> 引き継ぎ
ボランティアの種別	<input type="checkbox"/> 構成団体会員 <input type="checkbox"/> 現地ボランティアセンターからの派遣 <input type="checkbox"/> 地元学生 <input type="checkbox"/> 被災地域以外からのボランティア <input type="checkbox"/> 「災害対策本部⑦」から派遣するボランティア ※ボランティアの受け入れについては「被災現地本部④」の方針による				
ボランティアの受け入れ体制・活動手順	<input type="checkbox"/> ボランティア登録・名簿整理・保険加入の確認 <input type="checkbox"/> ボランティアの移動手段・宿泊場所の確保 <input type="checkbox"/> ボランティアの班編成（リーダー・記録連絡係の配置、必要物資の確認等） <input type="checkbox"/> 1日の活動スケジュールの作成 <input type="checkbox"/> 現地状況、活動内容、心構えの説明 <input type="checkbox"/> 活動報告書の作成、健康チェック <input type="checkbox"/> 引き継ぎ				

以上